

第122回 定時株主総会 招集ご通知

日時 2022年6月24日（金曜日）
午前10時

場所 名古屋市中区錦一丁目19番30号
名古屋観光ホテル3階
「那古の間」

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
- 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件
- 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件
- 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）等に対する業績連動型株式報酬制度の内容決定の件

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本総会につきましては、可能な限り、書面又はインターネットによる事前の議決権行使をお願い申し上げます。

- ・株主総会の模様を、後日、オンデマンドにて配信させていただきます。（詳細は同封の「第122回定時株主総会オンデマンド配信(事後配信)のご案内」をご参照ください。）
- ・感染予防措置として、株主総会会場の座席間隔を広くとらせていただきますことから、ご用意できる座席数に限りがございます。このため満席の場合には、ご入場をお断りすることもございますこと、ご理解賜りますようお願い申し上げます。
- ・株主総会当日までの感染拡大状況等により、本総会の開催・運営等に関して大きな変更が生じる場合は、当社ウェブサイト（<https://www.ngkntk.co.jp/ir/events/shareholders.html>）でお知らせします。ご来場いただく場合は、事前に最新の状況をご確認いただきますようお願い申し上げます。
- ・ご来場の株主さまへのお土産及び控室での呈茶サービスはございません。
- ・株主総会終了後の株主懇談会等の開催はございません。

日本特殊陶業株式会社

証券コード：5334

目次 INDEX

■ 株主の皆さまへ	2
■ 第122回定時株主総会招集ご通知	3
■ 株主総会参考書類	6
第1号議案 定款一部変更の件	
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。） 7名選任の件	
第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件	
第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の 報酬等の額設定の件	
第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件	
第6号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役 を除く。）等に対する業績連動型株式報酬制度の 内容決定の件	
■ 事業報告	39
1. 企業集団の現況	39
2. 会社の株式に関する事項	51
3. 会社の新株予約権等に関する事項	52
4. 会社役員に関する事項	53
5. 会計監査人に関する事項	62
6. 剰余金の配当等の決定に関する方針	63
■ 連結計算書類	64
■ 計算書類	66
■ 監査報告書	68
■ ご参考	76
株主メモ	76

株主の皆さまへ

代表取締役会長

尾堂 真一

代表取締役社長
社長執行役員

川合 尊

株主の皆さまには、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

第122回定時株主総会を2022年6月24日(金曜日)に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。

当社は、2020年に発表した「2030 長期経営計画 日特BX」の実現に向け、2021年に2025年までの中期経営計画を策定いたしました。「変えるために、壊す。変わるために、創る。」をスローガンに、変革と挑戦を進めております。

持続可能な、そしてより良い社会の実現に寄与していくためには、世界情勢の急速な動きや脱炭素社会の実現、事業環境の変化などへの対応が不可欠であり、その姿勢を示すものとして、この度、英文商号の変更へと踏み切ることにいたしました。

当社は、今後もグループ一丸となって「これまでの延長線上にない変化」を目指し、社会課題の解決に取り組んでいく所存です。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも変わらぬご支援を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

証券コード 5334
2022年6月2日

株主各位

名古屋市東区東桜一丁目1番1号
日本特殊陶業株式会社
代表取締役会長 尾 堂 真 一

第122回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第122回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面又はインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、**2022年6月23日（木曜日）午後5時まで**に議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月24日（金曜日）午前10時
2. 場 所 名古屋市中区錦一丁目19番30号
名古屋観光ホテル 3階 「那古の間」

3. 会議の目的事項

- 報告事項
1. 第122期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第122期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
- 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件
- 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件
- 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）等に対する業績連動型株式報酬制度の内容決定の件

以 上

- 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」、連結計算書類の「連結持分変動計算書」「連結注記表」及び計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.ngkntk.co.jp>）に掲載しておりますので、本添付書類には記載していません。なお、本添付書類に記載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を当社ウェブサイト（<https://www.ngkntk.co.jp>）に掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内



当日ご出席による 議決権行使

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

※当日ご出席の場合は、郵送(議決権行使書)又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。



書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、**2022年6月23日(木曜日)午後5時まで**に到着するようご返送ください。

議決権行使結果の集計の都合上、お早めにご返送いただきますようお願い申し上げます。



インターネットによる 議決権行使

インターネットにより議決権を行使される場合は、次の事項をご確認の上、行使していただきますようお願い申し上げます。

詳細は5頁をご高覧いただきますようお願い申し上げます。

株主総会ご出席の際のご留意点

- 当日ご出席の際は、資源節約のため、この「招集ご通知」をお持ちくださいますよう、お願い申し上げます。
- 受付開始時刻は午前9時を予定しております。開会時刻間際は大変混雑いたしますので、時間に余裕をもってご来場くださいますよう、お願い申し上げます。
- 当日代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主様1名に委任することができます。この場合は、代理権を証明する書類をご提出ください。

書面及びインターネットによる議決権行使の際のご留意点

- 書面とインターネットの双方で議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権の行使を有効とさせていただきます。
- インターネットで複数回議決権を行使された場合は、最後の議決権行使を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

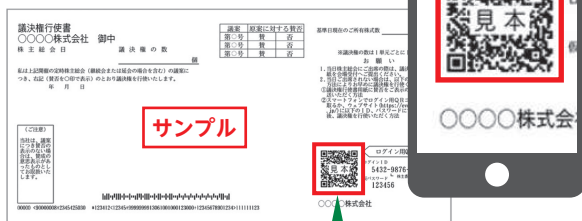
議決権行使期限

2022年6月23日(木)午後5時まで



スマートフォンによる行使方法

同封の議決権行使書副票
(右側)に記載の「ログイン用
QRコード」を読み取る※



「ログイン用QRコード」はこちら

(QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。)

※この方法での議決権行使は1回に限り可能です。

2回目以降のログインの際は、「パソコン等による行使方法」に記載の案内に従って、ログインをお願いいたします。



パソコン等による行使方法

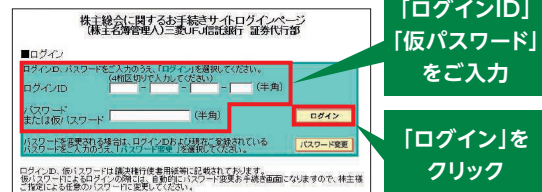
1 議決権行使ウェブサイト
にアクセスする

<https://evote.tr.mufg.jp/>

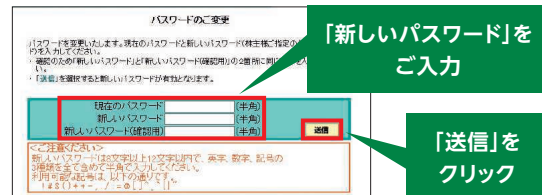


2 ログインする

お手元の議決権行使書の副票(右側)に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力し、「ログイン」をクリック



3 新しいパスワードを登録



以降は画面の指示に従って議案に対する賛否をご入力ください。

機関投資家の皆さまへ

株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームにより議決権を行使いただけます。

ご不明な点等がございましたら、以下のヘルプデスクへお問い合わせ願います。

【システム等に関するお問い合わせ】

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部(ヘルプデスク)



0120-173-027 (受付時間9:00~21:00通話料無料)

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 当社は創業以来、スパークプラグをはじめとする内燃機関関連事業を中心に事業を拡大してまいりました。一方で、「2030 長期経営計画 日特BX」でお示ししておりますとおり、今後は、モビリティ、情報通信、医療、環境・エネルギーの4つのドメインにおいて事業展開を進め、事業ポートフォリオ転換を実現することを目指しております。それに伴い、これまで当社は、スパークプラグのブランドを使用した「NGK SPARK PLUG CO., LTD.」を英文商号としてまいりましたが、今後の事業展開に備えるとともに、地球環境全体に貢献する企業となることを目指し、当社の英文商号を、ラテン語で「輝く」の意味を持つ「niteo」と「地球」を表す「terra」を組み合わせた造語である「Niterrra」を使用した英文商号「Niterrra Co., Ltd.」に変更したく存じます。つきましては、商号を定める現行定款第1条を変更するとともに、効力発生日を2023年4月1日とするための附則を設けるものであります。
- (2) 当社及び子会社の今後の事業展開に対応することができるよう、事業目的を定める現行定款第3条を変更するものであります。
- (3) 当社は、中長期的な企業価値の向上を目指す経営を推進するため、コーポレートガバナンス体制を構築し、その充実に取り組んでまいりました。今般、当社を取り巻く事業環境が急速に変化する中、取締役会における経営方針・経営戦略に関する議論の一層の充実と監督機能の強化、経営の意思決定及び執行の更なる迅速化を目的として、監査等委員会設置会社に移行することとしたく存じます。つきましては、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。
- (4) 株主総会の開催場所の選択肢を広げるため、株主総会の招集地を定める現行定款第12条を変更するものであります。
- (5) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨の規定及び書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定として変更案第15条を新設し、株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供に関する現行定款第15条を削除するとともに、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- (6) その他、上記の変更に伴い、条数の整備等の所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本議案における決議の効力は、本総会終結の時をもって生じるものいたします。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
(商 号)	(商 号)
第1条 当社は、日本特殊陶業株式会社と称し、英文では、 <u>NGK SPARK PLUG CO., LTD.</u> と表示する。	第1条 当社は、日本特殊陶業株式会社と称し、英文では、 <u>Niterra Co., Ltd.</u> と表示する。
第2条 <条文省略>	第2条 <現行どおり>
(目 的)	(目 的)
第3条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第3条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
1. 内燃機関用スパークプラグの製造、販売	1. 内燃機関用スパークプラグの製造、販売
2. 自動車部分品および附属品の製造、販売	2. 自動車部分品および附属品の製造、販売
3. 電子機器用・通信機器用部分品の製造、販売	3. 電子機器用・通信機器用部分品の製造、販売
4. 電気用・理化学用・工業用陶磁器の製造、販売	4. 電気用・理化学用・工業用陶磁器の製造、販売
5. 機械工具の製造、販売	5. 機械工具の製造、販売
6. 計量器・測定器・化学機械装置の製造、販売	6. 計量器・測定器・化学機械装置の製造、販売
7. 医療用具・医療用機械器具の製造、販売	7. 医療用具・医療用機械器具の製造、販売
8. ニューセラミック製品の製造、販売	8. ニューセラミック製品の製造、販売
<新設>	9. <u>環境・エネルギー関連機器の製造、販売</u>
9. 前各号に掲げる製品の輸出入、修理、賃貸借	10. <u>前各号に掲げる製品の輸出入、修理、賃貸借</u>
<新設>	11. <u>前各号に関連する役務の提供</u>
10. 前各号に関連する一切の事業	12. <u>前各号に関連する一切の事業</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 2. 監査役 3. 監査役会 4. 会計監査人 <p>第5条 <条文省略></p>	<p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 2. 監査等委員会 <削除> 3. 会計監査人 <p>第5条 <現行どおり></p>
<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条～第11条 <条文省略></p>	<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条～第11条 <現行どおり></p>
<p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p> <p>(招 集)</p> <p>第12条 当社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合にこれを招集する。</p> <p>② 当社の株主総会は、本店所在地またはこれに隣接する地に招集する。</p> <p>第13条～第14条 <条文省略></p>	<p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p> <p>(招 集)</p> <p>第12条 当社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合にこれを招集する。</p> <p>② 当社の株主総会は、本店所在地またはこれに隣接する地のほか愛知県小牧市において招集する。</p> <p>第13条～第14条 <現行どおり></p>
<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p><削除></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;"><新設></p> <p>第16条～第17条 <条文省略></p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、13名以内とする。</p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>② <条文省略> ③ <条文省略></p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p>② <u>補欠または増員のため選任された取締役の任期は、他の現任者の残任期間とする。</u></p>	<p style="text-align: center;">(電子提供措置等)</p> <p>第15条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>② <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち財務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>第16条～第17条 <現行どおり></p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役<u>(監査等委員であるものを除く。)</u>は、13名以内とする。</p> <p>② <u>当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>② <現行どおり> ③ <現行どおり></p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役<u>(監査等委員であるものを除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><削除></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><新設></p>	<p>③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p><新設></p>	<p>④ <u>補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>
<p>(取締役会の招集)</p>	<p>(取締役会の招集)</p>
<p>第21条 取締役会を招集するには、各取締役および各監査役に対し、会日から3日前までに通知を発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>第21条 取締役会を招集するには、各取締役に対し、会日から3日前までに通知を発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>
<p>第22条 <条文省略></p>	<p>第22条 <現行どおり></p>
<p>(代表取締役)</p>	<p>(代表取締役)</p>
<p>第23条 取締役会は、その決議によって、代表取締役若干名を選定する。</p>	<p>第23条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>の中から代表取締役若干名を選定する。</p>
<p>(役付取締役)</p>	<p>(役付取締役)</p>
<p>第24条 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役副会長および取締役社長各1名ならびに取締役副社長若干名を定めることができる。</p>	<p>第24条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>の中から取締役会長、取締役副会長および取締役社長各1名ならびに取締役副社長若干名を定めることができる。</p>
<p>第25条 <条文省略></p>	<p>第25条 <現行どおり></p>
<p><新設></p>	<p><u>(取締役への委任)</u></p>
	<p>第26条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定を取締役に委任することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第26条 <条文省略> (取締役の報酬等)</p>	<p>第27条 <現行どおり> (取締役の報酬等)</p>
<p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>第28条 <条文省略></p>	<p>第29条 <現行どおり></p>
<p>第5章 監査役および監査役会 (監査役の員数)</p>	<p><削除> <削除></p>
<p>第29条 当会社の監査役は、5名以内とする。 (監査役の選任方法)</p>	<p><削除></p>
<p>第30条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p>	
<p>② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	
<p>(補欠監査役の予選の効力)</p>	<p><削除></p>
<p>第31条 補欠監査役の予選の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p>	
<p>(監査役の任期)</p>	<p><削除></p>
<p>第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	
<p>② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>(常勤監査役)</p> <p>第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	<p><削除></p>
<p>(監査役会の招集)</p> <p>第34条 監査役会を招集するには、各監査役に対し、会日から3日前までに通知を発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p><削除></p>
<p>(監査役会規程)</p> <p>第35条 監査役会に関する事項については、法令または本定款に定めるもののほか、監査役会で定める監査役会規程による。</p>	<p><削除></p>
<p>(監査役の報酬等)</p> <p>第36条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p><削除></p>
<p>(社外監査役の責任免除)</p> <p>第37条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p><削除></p>
<p><新設></p>	<p>第5章 監査等委員会</p>
<p><新設></p>	<p>(常勤の監査等委員)</p>
<p><新設></p>	<p>第30条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</p>
<p><新設></p>	<p>(監査等委員会の招集)</p>
<p><新設></p>	<p>第31条 監査等委員会を招集するには、各監査等委員に対し、会日から3日前までに通知を発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="405 219 498 243"><新設></p> <p data-bbox="158 390 586 455">第6章 計 算 第38条～第41条 <条文省略></p> <p data-bbox="405 495 498 520"><新設></p> <p data-bbox="405 530 498 554"><新設></p> <p data-bbox="405 780 498 804"><新設></p>	<p data-bbox="780 219 994 243"><u>(監査等委員会規程)</u></p> <p data-bbox="763 254 1348 349">第32条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p> <p data-bbox="763 390 1191 455">第6章 計 算 第33条～第36条 <現行どおり></p> <p data-bbox="763 495 817 520">附則</p> <p data-bbox="780 530 1185 554"><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p data-bbox="763 565 1348 762">第1条 第122回定時株主総会終結前の社外監査役(社外監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第37条の定めるところによる。</p> <p data-bbox="780 780 1112 804"><u>(英文商号の変更の効力発生日)</u></p> <p data-bbox="763 814 1348 910">第2条 第122回定時株主総会の決議による定款第1条(商号)の変更は、2023年4月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p data-bbox="813 920 1348 981">② 本条の規定は、前項の効力発生日の経過をもってこれを削除する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><新設></p>	<p>(電子提供措置等に関する規定の効力発生日および経過措置)</p> <p>第3条 第122回定時株主総会の決議による変更前の定款(本条において以下「旧定款」という。)</p> <p>第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および当該変更後の定款第15条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日(以下「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、旧定款第15条はなお効力を有する。</p> <p>③ 本条の規定は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日をもってこれを削除する。</p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」を原案どおりご承認いただきますと、本総会終結の時をもって監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役全員（11名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名の選任をお願いするものであります。

当社は、持続的成長と中長期的な企業価値の向上を図るために、専門知識や経験等のバックグラウンドが異なる多様な人材で取締役会を構成することが重要であると考えており、また、取締役会の過半数を社外取締役で構成することで、取締役会の監督機能を強化するとともに意思決定の透明性を確保することを重視しております。

これらの考えに基づき、取締役候補者の選任にあたっては、手続きの合理性及び透明性を確保するために、取締役会の諮問機関であり、委員の過半数を独立社外役員とする指名委員会における審議を経て取締役会において決定しております。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位	担当
1	おどう しんいち 尾堂 真一 再任	代表取締役会長	—
2	かわい たけし 川合 尊 再任	代表取締役社長 社長執行役員	全事業管掌、グローバル戦略本部長、 グローバルグループガバナンス本部 管掌
3	まつ い とおる 松井 徹 再任	代表取締役副社長 副社長執行役員	社長補佐、未来創生M&A室管掌、 研究開発本部・Business Creation カンパニー管掌
4	おおたき もりひこ 大瀧 守彦 再任 社外 独立	社外取締役	—
5	マッケンジー ドナルド クラグストン Mackenzie Donald Clugston 再任 社外 独立	社外取締役	—
6	どい み わ こ 土井美和子 再任 社外 独立	社外取締役	—
7	たかくら ちはる 高倉 千春 新任 社外 独立	社外監査役	—

候補者番号

1

お とう しん いち
尾 堂 真 一

生年月日

1954年4月3日生

再任

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書



取締役会出席回数 (2021年度)

12回/12回

所有する当社株式の数
普通株式 34,981株

略歴、当社における地位及び担当

- 1977年4月 当社入社
- 2003年2月 当社自動車関連事業本部営業本部海外市販部長
- 2005年7月 米国特殊陶業株式会社社長
- 2007年6月 当社取締役
- 2010年6月 当社常務取締役
- 2011年6月 当社代表取締役社長
- 2012年4月 当社代表取締役社長 社長執行役員
- 2016年4月 当社代表取締役会長兼社長 社長執行役員
- 2019年4月 当社代表取締役会長（現在に至る）
- 2020年5月 一般社団法人日本自動車部品工業会会長

取締役候補者とした理由

尾堂真一氏は、長年にわたり自動車関連事業において国内・海外の営業部門などの運営及び経営に携わり、2011年6月からは代表取締役社長を務めました。2019年4月からは代表取締役会長として中長期的な企業成長及びより一層のコーポレートガバナンス強化の視点で経営に携わっております。当社における豊富な経営経験とグローバルな事業経営に関する見識を有していることから、引き続き取締役候補者となりました。

候補者番号

2

かわ
川 合

たけし
尊

生年月日

1962年10月13日生

再任



**取締役会出席回数
(2021年度)**

12回/12回

所有する当社株式の数

普通株式 17,291株

略歴、当社における地位及び担当

1987年 4月 当社入社
2011年 2月 当社自動車関連事業本部センサ事業部第2技術部長
2012年 4月 当社執行役員
2015年 4月 当社常務執行役員
2015年 6月 当社取締役常務執行役員
2016年 4月 当社取締役専務執行役員
2019年 4月 当社代表取締役社長 社長執行役員（現在に至る）

(担当)

全事業管掌、グローバル戦略本部長、グローバルグループガバナンス本部管掌

取締役候補者とした理由

川合尊氏は、長年にわたりセンサ事業部の技術部門に携わり、2016年4月からは取締役専務執行役員として当社グループの全ての事業部門を統括する企画統括本部長を務めるなど、事業経営に関する豊富な経験及び知見を有しております。また、2019年4月の代表取締役社長就任以降、業務執行の最高責任者として中長期的な経営目標達成に向け当社グループを牽引していることから、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

3

まつ
松 井

とおる
徹

生年月日

1962年2月14日生

再任

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書



取締役会出席回数
(2021年度)

12回/12回

所有する当社株式の数

普通株式 12,067株

略歴、当社における地位及び担当

1984年4月 当社入社
2011年4月 欧州NGKスパークプラグ有限会社社長
2013年10月 当社自動車関連事業本部営業本部直販部長
2014年12月 上海特殊陶業有限公司社長
2015年4月 当社執行役員
2016年7月 特殊陶業実業（上海）有限公司社長
2018年4月 当社常務執行役員
2018年6月 当社取締役常務執行役員
2019年4月 当社取締役副社長 副社長執行役員
2020年4月 当社代表取締役副社長 副社長執行役員（現在に至る）

(担当)

社長補佐、未来創生M&A室管掌、
研究開発本部・Business Creationカンパニー管掌

取締役候補者とした理由

松井徹氏は、長年にわたり自動車関連事業の営業部門に携わり、当社の主要な国外グループ会社の社長を経験したのち、2019年4月からは代表取締役副社長を務め、当社における豊富な営業・マーケティング経験及びグローバルな事業経営に関する知見を有しております。また、現在は新規事業・研究開発を管掌し、当社グループの事業ポートフォリオ転換に向けた戦略の実行を牽引していることから、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号

4

おお たき もり ひこ
大 瀧 守 彦

生年月日

1954年6月11日生

再任

社外

独立



取締役会出席回数
(2021年度)

12回/12回

所有する当社株式の数

普通株式 5,361株

略歴、当社における地位及び担当

- 1996年 8月 ジョンソン・エンド・ジョンソン株式会社
ビジョンケアカンパニー代表取締役社長
- 2011年 8月 株式会社パナソニック取締役副会長
- 2013年 6月 当社社外取締役（現在に至る）
- 2016年 6月 Henry Schein Japan株式会社取締役（現在に至る）
- 2016年 8月 株式会社パナソニック副会長
- 2018年 6月 株式会社ギガプライズ社外取締役（現在に至る）
- 2020年 6月 株式会社エフピコ社外取締役（現在に至る）

重要な兼職の状況

- Henry Schein Japan株式会社取締役
- 株式会社ギガプライズ社外取締役
- 株式会社エフピコ社外取締役

社外取締役在任年数

9年（本定時株主総会終結時）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

大瀧守彦氏は、グローバル企業における豊かな経験及び経営者としての高い見識を有しており、社外取締役として当社経営陣による業務執行の監督及び経営陣への助言をいただいております。また、当社取締役会における意思決定の透明性を高めるために積極的に発言いただく等、当社のコーポレートガバナンス強化のために重要な役割を果たされております。選任後には、引き続き上記の経験及び見識に基づき当社経営陣による業務執行の監督及び経営陣への助言をいただくことを期待し、社外取締役候補者としていたしました。

独立性について

大瀧守彦氏が取締役副会長を務めておりました株式会社パナソニックと当社との間には人材サービスに関する取引関係がありますが、取引金額は同社売上高の0.1%未満と極僅少であり、また同氏が現在取締役を務めているHenry Schein Japan株式会社と当社との間には取引関係はなく、同氏は、当社が定める独立役員選任基準（30ページに記載）を満たしていることから独立性は十分に確保されており、再任をご承認いただいた場合には引き続き株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所へ同氏を独立役員として届け出る予定であります。

候補者番号

5

マッケンジー

ドナルド

クラグストン

生年月日

1950年6月19日生

再任

社外

独立



取締役会出席回数 (2021年度)

12回／12回

所有する当社株式の数 普通株式 0株

Mackenzie Donald Clugston

略歴、当社における地位及び担当

- 1982年 6月 カナダ外務省入省
- 2000年 8月 在大阪カナダ総領事館総領事
- 2003年 8月 在日カナダ大使館公使
- 2009年 8月 駐インドネシア、東ティモール兼ASEANカナダ大使
- 2012年11月 駐日カナダ大使
- 2016年 6月 亀田製菓株式会社社外取締役（現在に至る）
- 2016年 9月 関西学院大学特任教授（現在に至る）
- 2017年 6月 出光興産株式会社社外取締役
- 2018年 3月 サッポロホールディングス株式会社社外取締役（現在に至る）
- 2019年 6月 当社社外取締役（現在に至る）

重要な兼職の状況

- 亀田製菓株式会社社外取締役
- 関西学院大学特任教授
- サッポロホールディングス株式会社社外取締役

社外取締役在任年数

3年（本定時株主総会終結時）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

Mackenzie Donald Clugston氏は、長年の外交官として培われたグローバルで豊富な経験並びに国際情勢及び貿易に関する高い見識を有しており、社外取締役として当社経営陣による業務執行の監督及び経営陣への助言をいただいております。また、当社取締役会における意思決定の透明性を高めるために積極的に発言いただく等、当社のコーポレートガバナンス強化のために重要な役割を果たされております。選任後には、引き続き上記の経験及び見識に基づき当社経営陣による業務執行の監督及び経営陣への助言をいただくことを期待し、社外取締役候補者いたしました。なお、同氏は社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記理由により社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

独立性について

Mackenzie Donald Clugston氏は、当社が定める独立役員選任基準（30ページに記載）を満たしていることから、独立性は十分に確保されており、再任をご承認いただいた場合には引き続き株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所へ同氏を独立役員として届け出る予定であります。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

候補者番号

6

ど い み わ こ
土 井 美 和 子

生年月日

1954年6月2日生

再任

社外

独立



略歴、当社における地位及び担当

1979年4月 東京芝浦電気株式会社（現：株式会社東芝）入社
2005年7月 株式会社東芝研究開発センター技監
2008年7月 株式会社東芝研究開発センター首席技監
2014年4月 独立行政法人情報通信研究機構（現：国立研究開発法人情報通信研究機構）監事（現在に至る）
2015年6月 株式会社野村総合研究所社外取締役
2017年4月 奈良先端科学技術大学院大学理事（現在に至る）
2019年6月 株式会社三越伊勢丹ホールディングス社外取締役（現在に至る）
2020年4月 東北大学理事（現在に至る）
2020年6月 株式会社SUBARU社外取締役（現在に至る）
当社社外取締役（現在に至る）

取締役会出席回数 (2021年度)

12回／12回

所有する当社株式の数

普通株式 1,138株

重要な兼職の状況

国立研究開発法人情報通信研究機構監事(非常勤)
奈良先端科学技術大学院大学理事(非常勤)
株式会社三越伊勢丹ホールディングス社外取締役
東北大学理事(非常勤)
株式会社SUBARU社外取締役

社外取締役在任年数

2年（本定時株主総会終結時）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

土井美和子氏は、情報通信分野における研究者としての豊富な経験及び卓越した実績を有し、現在も研究機関や大学で先端技術の研究に携わっており、社外取締役として当社経営陣による業務執行の監督及び経営陣への助言をいただいております。また、当社取締役会における意思決定の透明性を高めるために積極的に発言いただく等、当社のコーポレートガバナンス強化のために重要な役割を果たされております。選任後には、引き続き上記の経験及び実績に基づき当社経営陣による業務執行の監督及び経営陣への助言をいただくことを期待し、社外取締役候補者としていたしました。なお、同氏は社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記理由により社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

独立性について

土井美和子氏が理事を務めている東北大学との間で主に研究委託に関する取引関係がありますが、取引金額は年間5百万円程度と極僅少であり、また同氏が理事を務めている奈良先端科学技術大学院大学と当社との間には取引関係はなく、同氏は、当社が定める独立役員選任基準（30ページに記載）を満たしていることから、独立性は十分に確保されており、再任をご承認いただいた場合には引き続き株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所へ同氏を独立役員として届け出る予定であります。

候補者番号

7

たか くら ち はる
高 倉 千 春

生年月日

1959年12月22日生

新任

社外

独立



取締役会出席回数 (2021年度)

10回/10回

(2021年6月25日社外監査役就任以降)

所有する当社株式の数

普通株式 478株

略歴、当社における地位及び担当

- 1983年 4月 農林水産省入省
- 1992年 5月 米国Georgetown大学MBA取得
- 1993年 8月 株式会社三和総合研究所コンサルタント
- 1999年 7月 ファイザー株式会社人事部企画担当部長
- 2006年10月 ノバルティス・ファーマ株式会社人事・コミュニケーション本部
人財組織部長
- 2014年 7月 味の素株式会社理事・グローバル人事部長
- 2020年 4月 ロート製薬株式会社人事アドバイザー
- 2020年 6月 ロート製薬株式会社取締役 人財・Well-being経営推進本部長
- 2021年 6月 当社社外監査役（現在に至る）
- 2022年 4月 ロート製薬株式会社取締役 CHRO（現在に至る）

重要な兼職の状況

ロート製薬株式会社取締役

社外監査役在任年数

1年（本定時株主総会終結時）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

高倉千春氏は、米国Georgetown大学にてMBAを取得後、組織構築・人財開発分野のコンサルタントを経て、国際的な製薬企業をはじめとする幾多のグローバル企業において人事部門での要職を歴任し、組織開発・人財開発に関する豊富な経験及び知見を有しており、これらの経験及び知見を活かして、これまで社外監査役としての職務を適切に遂行いただいていることに加え、取締役会においても経営全般に対して適宜適切な提言をいただくなど、当社のコーポレートガバナンス強化のために重要な役割を果たされており、選任後には、上記の経験及び知見に基づき当社経営陣による業務執行の監督及び経営陣への助言をいただくことを期待し、社外取締役候補者としたしました。

独立性について

高倉千春氏が取締役を務めているロート製薬株式会社と当社との間には取引関係はなく、同氏は、当社が定める独立役員選任基準（30ページに記載）を満たしていることから、独立性は十分に確保されており、現在、当社の社外監査役である同氏について、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所へ独立役員として届け出ておりますが、選任をご承認いただいた場合には引き続き両取引所へ同氏を独立役員として届け出る予定であります。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 各候補者の所有する当社株式数には、日本特殊陶業役員持株会における本人の持分を含めております。また、大瀧守彦氏の所有する当社株式数には、同氏が信託勘定を通じて保有する株式数を含めております。
3. 大瀧守彦氏、Mackenzie Donald Clugston氏、土井美和子氏及び高倉千春氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
4. 土井美和子氏が2019年6月17日から社外取締役を務めている株式会社三越伊勢丹ホールディングスの子会社である株式会社エムアイカードは、同子会社が供給するクレジットカード「エムアイカードプラスゴールド」に係る役務の取引について、不当景品類及び不当表示防止法第5条第1号又は第2号に該当する不当な表示を行っていたとして、消費者庁より2019年7月8日付けで措置命令を、2020年3月24日付けで課徴金納付命令を受けました。同氏は、日頃より株式会社三越伊勢丹ホールディングス取締役会において法令順守の観点から様々な提案を行っており、本事実の判明後においても同社取締役会での審議を通じて同社及び同社グループにおける再発防止策の策定と従業員教育の強化に尽力するなど、その職責を果たしております。
5. 大瀧守彦氏、Mackenzie Donald Clugston氏及び土井美和子氏は、社外取締役として、当社定款に基づき、法令が定める最低責任限度額を損害賠償の限度額とする旨の責任限定契約を当社との間で締結しており、3氏の再任をご承認いただいた場合は、引き続き当該契約を継続する予定であります。高倉千春氏は、社外監査役として、当社定款に基づき、法令が定める最低責任限度額を損害賠償の限度額とする旨の責任限定契約を当社との間で締結しておりますが、同氏の選任をご承認いただいた場合は、同氏と当社との間で社外取締役として同様の契約を締結する予定であります。
6. 当社は、取締役、監査役及び執行役員その他会社法上の重要な使用人を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしており、各候補者の選任をご承認いただいた場合は、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約は、2022年6月30日に同様の内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

当社は第1号議案「定款一部変更の件」を原案どおりご承認いただきますと、本総会終結の時をもって監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものいたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位	担当
1	かとう みきひこ 加藤三紀彦 新任	取締役	特命担当
2	やすい かねまる 安井 金丸 新任 社外 独立	社外取締役	—
3	ながとみ ふみこ 永富 史子 新任 社外 独立	社外監査役	—
4	クリスティーナ アメージャン Christina L. Ahmadjian 新任 社外 独立	—	—

候補者番号

1

かとう みきひこ
加藤 三紀彦

生年月日

1962年8月18日生

新任



略歴、当社における地位及び担当

1985年4月 当社入社
2012年2月 当社経営企画部長
2012年8月 ブラジル特殊陶業有限会社社長
2015年10月 当社経営企画部長
2016年4月 当社執行役員
2017年6月 当社取締役執行役員
2019年4月 当社取締役上席執行役員
2022年4月 当社取締役（現在に至る）

(担当) 特命担当

取締役会出席回数 (2021年度)

12回/12回

所有する当社株式の数

普通株式 11,672株

監査等委員である取締役候補者とした理由

加藤三紀彦氏は、長年にわたり経理部門及び経営企画部門に携わり、当社グループ会社の社長を経て、取締役上席執行役員としてこれまで経営戦略・人財戦略・サステナビリティ推進を管掌いたしました。以上により、財務・会計及び当社グループの経営に関する豊富な知見及び経験を有していることから、監査等委員である取締役候補者いたしました。



取締役会出席回数 (2021年度)

12回/12回

所有する当社株式の数

普通株式 2,474株

略歴、当社における地位及び担当

- 1981年3月 公認会計士登録
- 1999年4月 中央監査法人代表社員
- 2006年9月 みずさ監査法人理事
- 2007年8月 あずさ監査法人（現：有限責任 あずさ監査法人）代表社員
- 2008年6月 同監査法人（現：有限責任 あずさ監査法人）代表社員・専務理事・名古屋事務所長
- 2013年6月 有限責任 あずさ監査法人退職
- 2013年7月 安井公認会計士事務所所長（現在に至る）
- 2014年6月 二チハ株式会社社外取締役
当社社外取締役（現在に至る）

重要な兼職の状況

公認会計士

社外取締役在任年数

8年（本定時株主総会終結時）

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

安井金丸氏は、長年の公認会計士として培われた専門的な知識・経験等を有しており、これまで社外取締役として当社経営陣による業務執行の監督及び経営陣への助言をいただいております。また、当社取締役会における意思決定の透明性を高めるために積極的に発言いただく等、当社のコーポレートガバナンス強化のために重要な役割を果たされております。選任後には、上記の知識・経験等に基づき経営全般に対する監査・監督機能を果たしていただくことを期待し、監査等委員である社外取締役候補者としたしました。なお、同氏は社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記理由により監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

独立性について

安井金丸氏は、当社の会計監査人である有限責任 あずさ監査法人の出身であり、1993年4月から2005年3月まで当社の会計監査業務に携わっていましたが、当社の監査業務から離れて16年が経過しており、同監査法人を退職してから9年が経過しております。

また、同監査法人は法令に基づいて当社から独立した立場で会計監査を実施していることは勿論のこと、当社が同監査法人に支払っている金額は、同監査法人が受け取る総報酬額のうち、0.1%未満と極僅少であること、また現在同氏が所長を務めている安井公認会計士事務所と当社との間には取引関係はなく、同氏は、当社が定める独立役員選任基準（30ページに記載）を満たしていることから、独立性は十分に確保されており、現在、当社の社外取締役である同氏について、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所へ独立役員として届け出ておりますが、選任をご承認いただいた場合には引き続き両取引所へ同氏を独立役員として届け出る予定であります。

候補者番号

3

なが とみ ふみ こ
永 富 史 子

生年月日

1952年11月28日生

新任

社外

独立



略歴、当社における地位及び担当

1981年 4月 弁護士登録、蜂須賀法律事務所入所
1989年 3月 同所退所
1989年 4月 永富法律事務所開設（現在に至る）
2006年 5月 株式会社UCS 社外監査役
2016年 6月 中部電力株式会社社外監査役（現在に至る）
2017年 6月 当社社外監査役（現在に至る）

重要な兼職の状況

弁護士
中部電力株式会社社外監査役

社外監査役に在任年数

5年（本定時株主総会終結時）

取締役会出席回数

(2021年度)

11回／12回

監査役会出席回数

(2021年度)

14回／14回

所有する当社株式の数

普通株式 2,753株

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

永富史子氏は、長年にわたり弁護士として培われた専門的な知識及び豊富な経験を有しており、その専門的な知見を活かして、これまで社外監査役としての職務を適切に遂行いただいていることに加え、経営全般に対して適宜適切な提言をいただいております。選任後には、上記の知識・経験等に基づき経営全般に対する監査・監督機能を果たしていただくことを期待し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記理由により監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

独立性について

永富史子氏が所属する法律事務所と当社との間には取引関係はなく、同氏は、当社の定める独立役員選任基準（30ページに記載）を満たしていることから、独立性は十分に確保されており、現在、当社の社外監査役である同氏について、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所へ独立役員として届け出ておりますが、選任をご承認いただいた場合には引き続き両取引所へ同氏を独立役員として届け出る予定であります。



所有する当社株式の数

普通株式 0株

Christina L. Ahmadjian

略歴、当社における地位及び担当

- 1995年1月 コロンビア大学ビジネススクール助教授
- 2001年10月 一橋大学大学院国際企業戦略研究科助教授
- 2004年1月 一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授
- 2009年6月 エーザイ株式会社社外取締役
- 2010年4月 一橋大学大学院国際企業戦略研究科研究科長
- 2012年4月 一橋大学大学院商学研究科教授
- 2012年6月 三菱重工業株式会社社外取締役
- 2014年6月 株式会社日本取引所グループ社外取締役（現在に至る）
- 2018年4月 一橋大学大学院経営管理研究科教授
- 2018年6月 住友電気工業株式会社社外取締役（現在に至る）
- 2019年3月 アサヒグループホールディングス株式会社社外取締役（現在に至る）
- 2021年6月 日本電気株式会社社外取締役（現在に至る）
- 2022年4月 一橋大学名誉教授（現在に至る）
立教大学特任教授（現在に至る）

重要な兼職の状況

- 住友電気工業株式会社社外取締役
- アサヒグループホールディングス株式会社社外取締役
- 日本電気株式会社社外取締役
- 一橋大学名誉教授
- 立教大学特任教授

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

Christina L. Ahmadjian氏は、企業経営、コーポレートガバナンス及び組織文化の研究としての豊富な経験と高い見識を有しており、また、数多くの企業において社外取締役として経営に関与した経験を有しております。選任後には、上記の見識・経験等に基づき経営全般に対する監査・監督機能を果たしていただくことを期待し、監査等委員である社外取締役候補者いたしました。なお、同氏は社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記理由により監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

独立性について

Christina L. Ahmadjian氏は2022年3月まで一橋大学大学院経営管理研究科の教授を務めておりましたが、同大学と当社との間には取引関係はなく、当社が定める独立役員選任基準（30ページに記載）を満たしていることから、独立性は十分に確保されており、選任をご承認いただいた場合には株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所へ同氏を独立役員として届け出る予定であります。

- (注)
1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 各候補者の所有する当社株式数には、日本特殊陶業役員持株会における本人の持分を含めております。
 3. 安井金丸氏、永富史子氏及びChristina L. Ahmadjian氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
 4. Christina L. Ahmadjian氏は、株式会社日本取引所グループの社外取締役を務めておりますが、2022年6月16日開催予定の同社定時株主総会終結の時をもって社外取締役を退任する予定であります。
 5. 加藤三紀彦氏は、長年当社の経理部門に勤務した経験があり、財務及び会計に関する相当の知見を有するものであります。
 6. 安井金丸氏は、公認会計士としての資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 7. 安井金丸氏は、社外取締役として、当社定款に基づき、法令が定める最低責任限度額を損害賠償の限度額とする旨の責任限定契約を当社との間で締結しており、同氏の選任をご承認いただいた場合は、引き続き当該契約を継続する予定であります。永富史子氏は、社外監査役として、当社定款に基づき、法令が定める最低責任限度額を損害賠償の限度額とする旨の責任限定契約を当社との間で締結しておりますが、同氏の選任をご承認いただいた場合は、同氏と当社との間で社外取締役として同様の契約を締結する予定であります。Christina L. Ahmadjian氏の選任をご承認いただいた場合は、当社定款に基づき、法令が定める最低責任限度額を損害賠償の限度額とする旨の責任限定契約を同氏と当社との間で締結する予定であります。
 8. 当社は、取締役、監査役及び執行役員その他会社法上の重要な使用人を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしており、候補者の選任をご承認いただいた場合は、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約は、2022年6月30日に同様の内容での更新を予定しております。

(ご参考)

当社における社外役員の独立性に関する基準

当社は、会社法で定められた社外役員の要件及び金融商品取引所が定める独立役員の独立性基準に加えて、下記の通り当社独自の「独立役員選任基準」(※注1)を策定し、これら全てを満たす者を独立役員に指定することといたします。

1. 当社グループとの間で、直近過去3年間に於ける双方いずれかの連結売上収益(連結売上高)の2%以上の取引がある取引先において、直近過去3年間に取締役、監査役、執行役又は支配人その他の使用人(執行役員を含み、社外取締役、社外監査役を除く。以下「取締役等」という)になつたことがない者
2. 当社グループの現在の主要株主及び当社グループが主要株主である会社の取締役等でない者(なお、主要株主とは、議決権所有割合が10%以上の株主とする)
3. 当社グループの主要借入先において、直近過去3年間に在籍していない者(なお、主要借入先とは、当社グループの資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者とする)
4. 当社グループから現在報酬を受領している弁護士、公認会計士、各種コンサルティング等の専門的サービス提供者でない者
5. 当社グループが直近過去3年以内のいずれかの年度において1,000万円以上の寄付をしていない者(※注2)
6. 当社グループから取締役等を受け入れている会社又はその子会社の取締役等でない者
7. 現在又は過去に於ける当社グループの取締役等の二親等以内の親族でない者
8. 当社グループと恒常的に実質的な利益相反が生じる恐れのない者

(注1) 但し、企業合併その他意図せずした背景等で第三者に対して明確に独立性を説明できる理由がある場合には、上記に該当した場合でも独立役員の意見を尊重した上で認める場合があります。

(注2) 但し、1,000万円以上の寄付を行った場合であっても、当該寄付が独立役員候補者との同一の大学・研究所等に所属する別の教授や研究室に個別に行われた寄付である等、第三者に対して当該寄付が独立役員候補者の独立性の判断に影響を与えないことを明確に説明できる理由がある場合には、独立役員の意見を尊重した上で認める場合があります。

以上

【ご参考】取締役候補者のスキル・マトリックス

氏名	地位	独立性	企業経営	財務・会計	ガバナンス・法務・リスクマネジメント	グローバル経験	技術・研究開発	マーケティング 営業・	新規事業・M&A	人財開発・人事	IT・DX	SCM
			※1						※2			
尾 堂 真 一	代表取締役会長		○		○	○		○	○		○	
川 合 尊	代表取締役社長 社長執行役員		○		○		○		○		○	○
松 井 徹	代表取締役副社長 副社長執行役員		○		○	○		○	○			
大 瀧 守 彦	社外取締役	●	○			○		○				
Mackenzie Donald Clugston	社外取締役	●				○				○		
土 井 美和子	社外取締役	●					○		○		○	
高 倉 千 春	社外取締役	●			○	○				○		
加 藤 三紀彦	取締役 常勤監査等委員		○	○		○				○		
安 井 金 丸	社外取締役 監査等委員	●		○	○							
永 富 史 子	社外取締役 監査等委員	●			○							
Christina L. Ahmadjian	社外取締役 監査等委員	●	○		○	○				○		

※1 経営上の重要な意思決定及び業務執行の監督の観点で基本となる分野

※2 中期経営計画の実現に向けて特に注力して推進・監督が必要となる分野

※3 上記スキル・マトリックスは、各候補者に特に期待する分野を表しており、各候補者の有するすべての知見・経験を表すものではありません。

※4 上記スキル・マトリックスに記載の「地位」は、各候補者が本株主総会において選任された場合に予定されているものとなります。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」を原案どおりご承認いただきますと、本総会終結の時をもって監査等委員会設置会社へ移行いたします。当社の取締役の報酬等の額は、2017年6月29日開催の第117回定時株主総会において、報酬総額（賞与総額を除く）として月額6,000万円以内、賞与総額として年額1億8,000万円以内とご承認をいただき、今日に至っております。つきましては、監査等委員会設置会社への移行に伴い、新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を設定するため、現在の取締役の報酬等の額に関する定めを廃止し、経済情勢等諸般の事情も考慮して、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を、以下のとおり定めることとさせていただきます。なお、業務執行から独立した立場である社外取締役に対しては、賞与は支給いたしません。

報酬の総額（賞与総額を除く）	月額6,000万円以内 （うち社外取締役分月額1,300万円以内）
賞与総額	年額1億8,000万円以内

当社は、事業報告60ページに記載の「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」について、本総会終結後の取締役会において監査等委員会設置会社への移行に伴う用語の変更等を予定しております。本議案の内容は、当該変更後の方針に沿って取締役の個人別の報酬等の内容を定めるためにも必要なものであり、また、当社が任意に設置する取締役会の諮問機関であり、委員の過半数を独立社外役員とする報酬委員会における審議を経て取締役会において決定していることから、相当であると考えております。現在の取締役は11名（うち社外取締役4名）ですが、第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件」を原案どおりご承認いただきますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は7名（うち社外取締役4名）となります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって、効力を生じるものいたします。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」を原案どおりご承認いただきますと、本総会終結の時をもって監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役の報酬等の額を、職責及び経済情勢等諸般の事情を総合的に勘案して、以下のとおり定めることとさせていただきますたく存じます。

報酬の総額（賞与総額を除く）	月額1,000万円以内
賞与総額	年額1,000万円以内

本議案の内容は、監査等委員である取締役の職責に照らし合理的な範囲で報酬枠を決定するものであり、また、当社が任意に設置する取締役会の諮問機関であり、委員の過半数を独立社外役員とする報酬委員会における審議を経て取締役会において決定していることから、相当であると考えております。また、第1号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「監査等委員である取締役4名選任の件」を原案どおりご承認いただきますと、監査等委員である取締役は4名となります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって、効力を生じるものといたします。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）等に対する業績連動型株式報酬制度の内容決定の件

1. 提案の理由及び本制度を相当とする理由

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」を原案どおりご承認いただきますと、本総会終結の時をもって監査等委員会設置会社へ移行いたします。

当社は、2021年6月25日開催の第121回定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を除く。）及び執行役員（雇用型執行役員を除く。）を対象に、対象者の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、当社の中長期的な業績の向上と企業価値増大への貢献意識を高め、株主の皆さまと利害を共有することを目的とした、役位、中期及び長期経営計画で掲げる業績目標の達成度等に応じて当社株式及びその換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）の交付及び給付（以下「交付等」という。）を行う業績連動型の株式報酬制度（以下「本制度」という。）について、株主の皆さまのご承認をいただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）及び執行役員（雇用型執行役員を除く。取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）と併せて、以下「取締役等」という。）を対象とした本制度にかかる報酬枠を改めて設定し、本制度を継続することにつき、ご承認をお願いするものであります。

本議案は、第4号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件」でご承認をお願いしております取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する報酬等の額（報酬の総額（賞与総額を除く）月額6,000万円以内（うち社外取締役分月額1,300万円以内）、賞与総額年額1億8,000万円以内。）とは別枠で、取締役等に対して本制度に基づく株式報酬を支給することを提案するものであります。

本議案は、監査等委員会設置会社への移行に伴う手続上のものであり、実質的な報酬の額及び内容は、上述の第121回定時株主総会においてご承認いただきました内容と同一であり、また、当社が任意に設置する取締役会の諮問機関であり、委員の過半数を独立社外役員とする報酬委員会における審議を経て取締役会において決定していることから、相当であると考えております。

また、本総会終結時に本制度の対象となる当社の取締役の数は、第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件」を原案どおりご承認いただきますと3名となります。また、上記のとおり、本制度は執行役員も対象としており、本総会終結時における執行役員（取締役を除く。）のうち、本制度の対象となるものの員数は17名であります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって、効力を生じるものといたします。

2. 本制度における報酬等の額及び内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金員を原資として当社株式が信託を通じて取得され、当社の取締役等に対して、当社が定める株式交付規程に従って役位及び業績達成度等に応じて当該信託を通じて当社株式等の交付等がなされる業績連動型の株式報酬制度であります。

本制度による役員報酬は、業績目標の達成度等に応じて当社株式等の交付等を行う「業績連動部分」と役位に応じて一定数の当社株式等の交付等を行う「固定部分」から構成されます。「業績連動部分」は当社の業績向上に向けた取締役等の動機付け及び中長期の業績等と役員報酬の連動強化を目的とし、「固定部分」は取締役等の株式保有を通じた株主の皆さまとの利害共有の強化を目的としております。

①本議案の対象となる当社株式等の交付等の対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。） ・当社の執行役員（雇用型執行役員を除く。）
②本制度の対象となる期間	<ul style="list-style-type: none"> ・2022年3月31日で終了した事業年度から2025年3月31日で終了する事業年度までの4事業年度
③当社が拠出する金員の上限及び取締役等が取得する当社株式数の上限並びに本議案の対象となる当社株式が発行済株式の総数に与える影響	
当社が拠出する金員の上限 (下記(2)のとおり。)	<ul style="list-style-type: none"> ・4事業年度を対象として、合計1,000百万円
取締役等が取得する当社株式等の数の上限及び当社株式の取得方法 (下記(2)及び(3)のとおり。)	<ul style="list-style-type: none"> ・上限となる株数は対象期間である4事業年度で合計667千株であり、発行済株式の総数(2022年3月末日時点、自己株式控除後)に対する割合は約0.32% ・当社株式は、株式市場からの取得予定のため、希薄化は生じない
④業績連動部分における業績達成条件の内容 (下記(3)のとおり。)	<ul style="list-style-type: none"> ・単年度業績目標の達成度を評価する指標 決算短信の業績予想値に対する達成度等に応じて、0～200%の範囲で変動します。業績目標の達成度等を評価する指標は、連結売上収益及び連結営業利益とします。 ・中期業績目標の達成度を評価する指標 中期経営計画の目標値に対する達成度等に応じて、0～200%の範囲で変動します。業績目標の達成度等を評価する指標は、連結売上収益、連結営業利益及びROICとします。 ・非財務指標目標の達成度を評価する指標 中期経営計画期間における目標値に対する達成度等に応じて、0～200%の範囲で変動します。非財務指標目標の達成度等を評価する指標は、非内燃機関事業売上比率及びCO₂排出量削減率とします。
⑤取締役等に対する当社株式等の交付等の時期 (下記(4)のとおり。)	<ul style="list-style-type: none"> ・対象期間終了後

(2) 当社が拠出する金員の上限

本制度の対象となる期間は、当社が掲げる中期経営計画の対象となる期間に対応した、2022年3月31日で終了した事業年度から2025年3月31日で終了する事業年度までの4事業年度（以下「対象期間」という。）とします。

当社は、対象期間である4事業年度に対して上限額を1,000百万円として信託金を拠出し、受益者要件を充足する取締役等を受益者として対象期間に相当する期間の信託（以下「本信託」という。）を設定します。本信託は、信託管理人の指図に従い、信託金を原資として当社株式を株式市場から取得します。信託金の上限金額は、取締役等の報酬水準を考慮し、株式取得資金に信託報酬及び信託費用を加算して算出しております。

当社は、対象期間中の毎年、取締役等に対し、ポイント（下記（3）のとおり。）の付与を行い、あらかじめ定められた一定の時期（下記（4）のとおり。）において、それまでに付与されたポイント数に相当する当社株式等の交付等を本信託から行います。

なお、本信託の信託期間の満了時に、改めて株主総会において承認を受けた上で、新たな本信託の設定に代えて信託契約の変更及び追加拠出を行うことにより、本信託を継続することがあります。

追加拠出を行う場合において、継続時に信託財産内に残存する当社株式（取締役等に付与されたポイントに相当する当社株式で交付等が未了であるものを除く。以下「残存株式」という。）及び金銭（以下、残存株式と併せて「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と当社が追加拠出する信託金の合計額は1,000百万円の範囲内とします。

(3) 取締役等に対して交付等が行われる当社株式等の数の算定方法及び上限

対象期間中に在任している取締役等（対象期間開始日以降に、新たに取締役等になった者を含む。）に対して、当社株式等の交付等の前提として、信託期間中の毎年6月1日（本対象期間における初回は2022年6月1日）に、一定のポイントが付与されます（以下「付与ポイント」という。）。

付与ポイントは、取締役等の役位及び業績目標の達成度等（※）に応じて決定され、付与ポイントの累積値（以下「累積ポイント」という。）に応じて原則として対象期間終了後において当社株式等の交付等が行われます。なお、1ポイントは当社株式1株とします。ただし、信託期間中に当社株式の総数が株式の分割、株式の併合等によって増加又は減少した場合には、当社株式の分割比率・併合比率等に応じて、1ポイントあたりの当社株式数を調整します。

※業績達成度を評価する指標は、単年度業績目標、中期業績目標及び非財務指標目標に基づき設定されます。

- ① 単年度業績目標の達成度を評価する指標
決算短信の業績予想値に対する達成度等に応じて、0～200%の範囲で変動します。
業績目標の達成度等を評価する指標は、連結売上収益及び連結営業利益とします。
- ② 中期業績目標の達成度を評価する指標
中期経営計画の目標値に対する達成度等に応じて、0～200%の範囲で変動します。
業績目標の達成度等を評価する指標は、連結売上収益、連結営業利益及びROICとします。
- ③ 非財務指標目標の達成度を評価する指標
中期経営計画期間における目標値に対する達成度等に応じて、0～200%の範囲で変動します。非財務指標目標の達成度等を評価する指標は、非内燃機関事業売上比率及びCO₂排出量削減率とします。
(ご参考)
 - ・ 非内燃機関事業売上比率は、以下の算定式に基づき算出します。(数値は連結ベース)
非内燃機関事業売上比率(%) = (非内燃機関事業売上収益) ÷ (連結売上収益) × 100
 - ・ CO₂排出量削減率は2018年度比とします。

なお、取締役等に付与されるポイント数に基づいて取締役等に交付等が行われる当社株式の総数は、対象期間である4事業年度で、667千株を上限とします。この上限交付株式数は、上記(2)の信託金の上限額を踏まえて、本制度の導入をご承認いただきました上述の第121回定時株主総会の直近の株価等を参考に設定しております。

(4) 取締役等に対する当社株式等の交付等の方法及び時期

受益者要件（原則として対象期間中に取締役等として在任し、株式交付規程に従いポイントの付与を受けており、かつ、在任中に一定の非違行為等があった者ではないこと）を充足した取締役等は、信託契約に従い一定の書類を当社に提出し、別途株式交付規程において定める受益権確定日を迎えることなど、所定の受益者確定手続きを行うことにより、原則として対象期間終了直後の7月（2025年7月）頃に、上記(3)に基づき算出される累積ポイント数に応じて当社株式等について本信託から交付等を受けます。このとき、当該取締役等は、累積ポイント数の50%（単元未満株式は切上げ）の当社株式について交付を受け、残りのポイント数に相当する当社株式については本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

なお、信託期間中に受益者要件を充足する取締役等が任期満了により退任する場合又は任期満了以外の事由により退任する場合（自己都合により退任する場合及び正当な解任理由に基づき解任される場合を除く。）には、取締役等は所定の手続きを経た後遅滞なく、退任時までの累積ポイント数の50%（単元未満株式は切上げ）の当社株式について交付を受け、残りのポイント数に相当する当社株式については本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

また、信託期間中に受益者要件を充足する取締役等が死亡した場合は、その時点における累積ポイント数に応じた当社株式について、本信託内で換価した上で、当該取締役等の相続人が、その換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

(5) 株式等の交付等を受ける権利の喪失、株式等相当額の返還請求

取締役等が在任中に一定の非違行為等を行った場合は株式等の交付等を受ける権利を喪失するものとします。また、株式等の交付等を既に受けた後に在任中に行った一定の非違行為等が判明した場合には、株式交付規程に定める計算方法に基づき算定された金銭額の返還を求めるものとします。

(6) 本信託内の当社株式に関する議決権

本信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は行使しないものとします。

(7) その他本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更及び本信託への追加拠出の都度、取締役会において決定します。

以上

1. 企業集団の現況

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済は、米国及び欧州では、年度前半においてワクチンの更なる普及や政府による経済対策等を背景として消費活動や経済活動の正常化が進んだものの、年度後半にかけては感染再拡大や供給制約の長期化、原材料及びエネルギーの供給懸念に伴う価格の高騰や輸出減少等が企業活動にも影響を与え始めるとともに、個人消費の下押し圧力ともなっています。中国においても、好調な外需を受けて輸出は拡大傾向にありますが、個人消費については、年度前半は早期の経済活動の再開により堅調に推移したものの、年度後半においてはゼロコロナ政策に伴う活動制限の強化により低迷しています。わが国経済においては、度重なる緊急事態宣言の発出により雇用や個人消費の回復は遅れたほか、海外経済の回復を受けて業績の改善が続いていた製造業においても半導体の供給制約や資源価格の高騰により減速を余儀なくされ、年度後半にかけて一定の持ち直しの動きは見られたものの、新たな変異株の感染拡大や中国経済の低迷、ウクライナ情勢の悪化による影響も今後の大きな不透明材料となっています。

当社グループの主要な事業基盤である自動車業界における新車販売は、米国及び欧州においては各国の経済活動の立ち直りにより前年に比べ増加し需要は堅調に推移していましたが、車載向け半導体などの部品不足の影響の長期化が車両の生産活動の制約となっています。中国においては、上記に加え半導体不足の影響や新型コロナウイルスの感染再拡大による工場の稼働停止といったマイナス要因も生産活動の制約となっています。

一方、半導体製造装置業界においては、5Gの普及やテレワークの定着、データセンター向け投資の活発化等による世界的な半導体需要の拡大を背景として設備投資は堅調に推移しています。

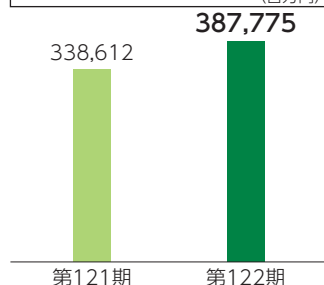
その結果、当社グループの当連結会計年度における売上収益は4,917億33百万円(前連結会計年度比15.0%増)、営業利益は755億12百万円(前連結会計年度比59.3%増)、税引前利益は836億42百万円(前連結会計年度比60.8%増)となり、親会社の所有者に帰属する当期利益は602億円(前連結会計年度比56.9%増)となりました。

事業別の状況は以下のとおりであります。

事業区分	売上収益 (百万円)		対前連結会計 年度比 (%)
	2020年度 (第121期)	2021年度 (第122期)	
自動車関連事業	338,612	387,775	14.5
セラミック事業	80,108	95,461	19.2
新規事業	4,576	4,600	0.5
その他の事業	5,307	5,934	11.8
調整額	△1,058	△2,038	—
合計	427,546	491,733	15.0

(注) 2021年4月1日付の組織変更に伴い、従来の事業区分で独立掲記していた「メディカル関連」については「セラミック」へ統合するとともに、「新規事業関連」に含まれていた半導体パッケージを「セラミック」に移管しています。2020年度(第121期)の事業区分は、2021年度(第122期)の事業区分に基づき作成したものを記載しております。

売上収益 (百万円)

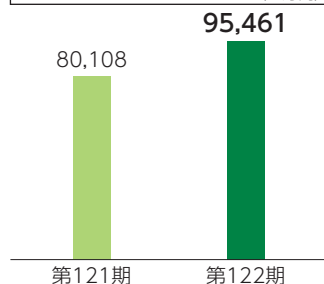


<自動車関連>

当事業は、車載向け半導体の供給不足や原材料価格の高騰が当社販売及び利益に影響を与えているものの、原材料価格高騰分の価格転嫁などを行い、欧州及び北米を中心とした補修用製品の販売が好調に推移したことで業績をカバーしました。

この結果、当事業の売上収益は3,877億75百万円(前連結会計年度比14.5%増)、営業利益は743億42百万円(前連結会計年度比31.4%増)となりました。

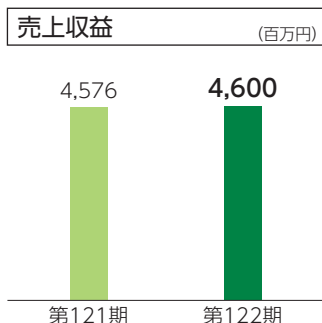
売上収益 (百万円)



<セラミック>

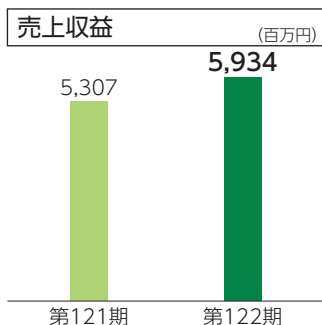
当事業は、自動車関連向け機械工具の出荷は回復基調であり、半導体製造装置用部品については今後も拡大が予測される世界的な半導体需要に対応する旺盛な設備投資により当社販売も堅調に推移しました。

この結果、当事業の売上収益は954億61百万円(前連結会計年度比19.2%増)、営業利益は146億83百万円(前連結会計年度は2億25百万円の営業損失)となりました。



<新規事業>

新規事業については、売上収益は46億円(前連結会計年度比0.5%増)、営業損失は136億5百万円(前連結会計年度は95億円の営業損失)となりました。



<その他>

その他の事業については、売上収益は59億34百万円(前連結会計年度比11.8%増)、営業利益は92百万円(前連結会計年度比82.5%減)となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度は、自動車関連事業の生産設備を中心に295億89百万円の投資をしております。主な内訳は自動車関連事業219億31百万円、セラミック事業45億27百万円、新規事業31億30百万円であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、特記すべき資金調達は行っておりません。

(4) 対処すべき課題

① 『2030 長期経営計画 日特B X』 及び新中期経営計画 (2021年度～2024年度)

『2030 長期経営計画 日特B X』 で目指す姿を見据え、2021年度から2024年度までの4年間を「変えるために、壊す。」「変わるために、創る。」として、組織を変革する期間に位置付けた新中期経営計画を策定いたしました。本中期経営計画においては、次の基本方針及び重点課題を掲げ、各種取組みを実行してまいります。

基本方針：「既存事業」と「新規事業」が独立しながら、両輪で走る

(重点課題)

- 成長事業及び新規事業への投資・人財ポートフォリオ転換の促進
- ROIC経営による稼ぐ力のさらなる強化

- ・重点課題に基づく具体的な取組みの一つとして、2021年4月には社内カンパニー制への移行と一部事業部門の分社化を実施いたしました。事業部門、事業サポート部門、コーポレート部門の各組織において権限と責任を明確にし、独立自営の体制のもと、機動的な意思決定の実現と収益性の可視化によるさらなる成長を推進してまいります。
- ・ROICを用いた事業別の目標管理・事業ポートフォリオマネジメントの仕組みの構築・運用及び不採算事業の撤退基準を明確にすることで、経営資源の最適配分を実現し、投資対効果の最大化を図ってまいります。
- ・事業ポートフォリオの転換に不可欠な人財ポートフォリオの転換を実現するため、成長事業・新規事業への人財の積極的な転換に取り組むとともに、「自律創造人財」の育成・創出を推進します。

(事業別の取組み)

事業ポートフォリオ転換の達成に向けて、自動車関連事業では、キャッシュ創出を最大化し、成長事業・新規事業へ積極的な経営資源の再配分を図ってまいります。

(i) 自動車関連事業

自動車関連事業においては、超効率化によりキャッシュ創出の最大化を図ります。具体的には、高付加価値製品におけるシェアの向上、生産性の向上による投資の抑制、在庫圧縮による資本効率の向上により、利益及びフリーキャッシュフローの最大化に取り組みます。

(ii) 成長事業

成長事業においては、各事業において市場成長率を超える事業成長を目指します。半導体製造装置用部品事業では、生産性の向上や世界的な半導体需要に対する旺盛な設備投資により当社販売も堅調に推移していますが、今後も独自技術で競合との差別化を図り、顧客からの最先端のニーズに応えることで、同分野でのトップサプライヤーを目指します。また、呼吸器関連事業では、グローバルでの患者様のQOL改善に貢献するため、製品群の拡充と販売地域・販売チャネルの拡大に取り組めます。

(iii) 新規事業

新規事業においては、新たな事業の柱となる新規事業の実現、及び、事業創出サイクルの短縮化を目指します。新規事業の創出については、「Smart Health」「Decentralized Utility」「Smart Mobility」を注力領域として、コーポレートベンチャーキャピタルを通じたベンチャー企業との連携やM&Aの活用により、持続可能な成長に向けた新市場の獲得を目指します。燃料電池事業では、2021年より量産化を開始し、今後も産業用燃料電池向け製品の発電性能の向上、家庭用・業務用の次世代燃料電池向け製品の開発、生産コストの低減及び量産体制の確立により、競争力の獲得及び事業規模の拡大に取り組みます。

②持続的成長に向けた取組み

企業の持続的成長を図っていく上では、重要な社会的課題に正面から向き合い、その解決に挑んでいくという基本姿勢が求められます。当社グループは、グローバル企業として持続可能な社会作りに寄与するため、ESG各分野の社会的課題のうち、「ステークホルダーにとっての重要性」と「当社にとっての重要性」の2軸からサステナビリティにおける重要課題を特定しました。「相互信頼を深め、未来を見つめた新たな価値を提案し、世界の人々に貢献します」という企業理念のもと、今後も「社会のよき一員」として企業活動を推進し、社会全体に貢献できるよう努めてまいります。

③コンプライアンスの徹底

当社グループはコンプライアンスを重要な経営課題と位置付けており、今後も企業の社会的責任を果たし、すべてのステークホルダーから信頼される企業であり続けるために、過去に生じた競争法違反の再発防止策の徹底と全社に対するコンプライアンス教育、啓発活動を継続して実施してまいります。

④新型コロナウイルス感染症への対応

当社では新型コロナウイルス感染症拡大の初期段階から対策本部を立ち上げ、さまざまな感染防止策を実施してまいりました。職場環境の感染リスクを低減するため、在宅勤務や時差勤務の積極的な推奨、WEB会議の活用、オフィスでの密集を避けるための分散勤務を目的としたサテライトオフィスを設置し、特に在宅勤務に関しては従業員が利用しやすい環境を整えるためにIT環境を刷新しました。また、2021年8月に小牧工場内に竣工した新オフィス棟では非在席勤務率30%以上を主な取組みのひとつとして掲げております。これまでの新型コロナウイルス感染症への対応実績を事業継続計画(BCP)に反映し、引き続き感染の再拡大や新たな感染症に備えてまいります。

【ご参考】当社グループが優先的に取り組む課題

優先的に取り組む課題		SDGsへの貢献	主な取り組み内容	目標・アウトプット (2030年3月期)
 環境 E	気候変動への対応	  	CO ₂ 排出量の削減	CO ₂ 排出量:30%削減 [2018年度比] (2030年度)
	環境に配慮して設計した製品の提供	  	環境配慮製品の普及・拡大	貴金属プラグの販売比率:50%以上 全領域空燃比センサの販売比率:50%以上
 社会 S	社会的課題の解決に寄与する技術・製品・事業の開発	   	燃料電池の開発 無鉛圧電材の用途開発 センシングIoT事業の開発	CO ₂ フリー水素利用を視野に入れた高効率分散型電源の普及 有鉛圧電材からの代替促進 自動化、最適化、汎用化などによる事業の効率向上
	グローバル人材マネジメント	  	女性・外国籍・キャリア採用の促進 新たな人事制度の検討	管理職の女性・外国籍・キャリア採用比率:25%以上 従業員満足調査の結果向上
	コーポレートガバナンス	 	取締役の女性・外国籍比率の向上 取締役の社外比率の向上	女性・外国籍比率:30%以上 社外比率:3分の1以上
 ガバナンス G	リスクマネジメント	 	重大インシデントの顕在化予兆の管理及び未然防止	経営の意思決定に資するリスクマネジメントシステムの構築
	コンプライアンス		役員・従業員の意識調査と継続的な教育啓発	コンプライアンスアンケート実施と結果の開示
	情報セキュリティ	  	インシデント対応組織の維持・強化及び予防体制の構築	情報セキュリティマネジメントシステムの構築

(5) 財産及び損益の状況の推移

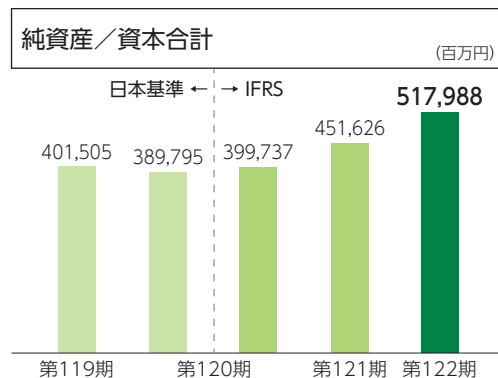
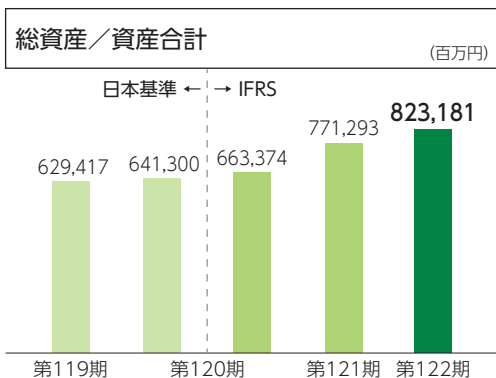
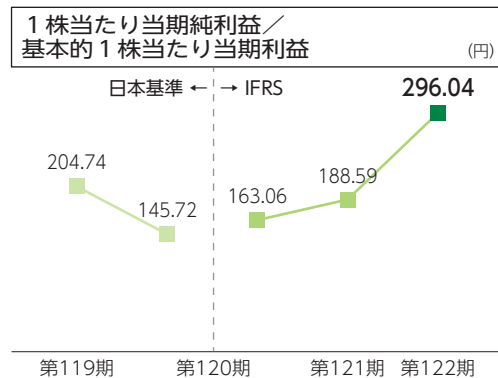
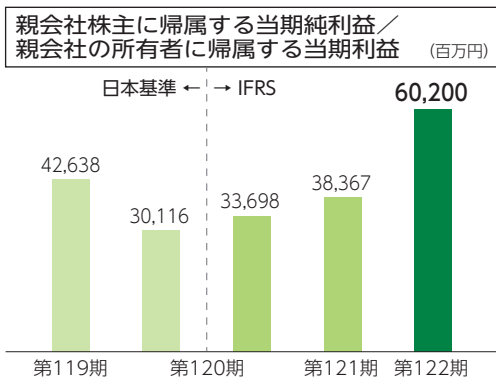
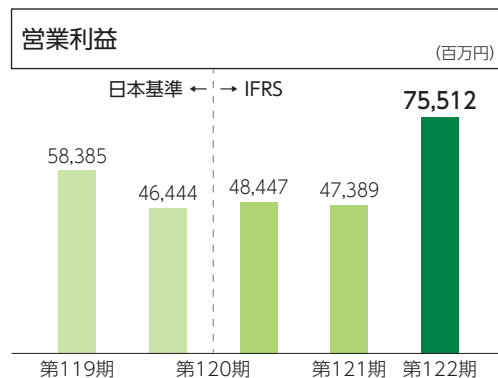
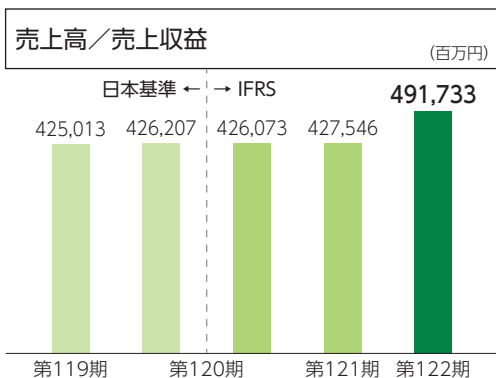
日本基準

区 分	2018年度 (第119期)	2019年度 (第120期)	2020年度 (第121期)	2021年度 当連結会計年度 (第122期)
売上高(百万円)	425,013	426,207	—	—
営業利益(百万円)	58,385	46,444	—	—
経常利益(百万円)	59,258	44,249	—	—
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	42,638	30,116	—	—
1株当たり当期純利益	204円74銭	145円72銭	—	—
総資産(百万円)	629,417	641,300	—	—
純資産(百万円)	401,505	389,795	—	—

国際会計基準 (IFRS)

区 分	2018年度 (第119期)	2019年度 (第120期)	2020年度 (第121期)	2021年度 当連結会計年度 (第122期)
売上収益(百万円)	425,109	426,073	427,546	491,733
営業利益(百万円)	55,321	48,447	47,389	75,512
親会社の所有者に帰属する当期利益(百万円)	40,515	33,698	38,367	60,200
基本的1株当たり当期利益	194円55銭	163円06銭	188円59銭	296円04銭
資産合計(百万円)	651,929	663,374	771,293	823,181
資本合計(百万円)	409,991	399,737	451,626	517,988

(注) 第121期よりIFRSを適用して連結計算書類を作成しております。
また、参考情報として第120期以前についてもIFRSに準拠した数値を開示しております。



(6) 従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
自動車関連事業	12,309	(減) 67
セラミック事業	3,100	(減) 127
新規事業	696	(減) 55
その他の事業	40	(増) 3
合 計	16,145	(減) 246

(7) 企業集団の主要な事業内容

事業区分	主要製品
自動車関連事業	<p>(プラグ及びプラグ関連品)</p> <p>自動車・航空機・船舶・ロケット用等スパークプラグ、ディーゼルエンジン用グロープラグ、プラグキャップ、プラグコード、点火コイル 等</p> <p>(自動車用センサ)</p> <p>ジルコニア酸素センサ、全領域空燃比センサ、ノックセンサ、広範囲排気温度センサ、NOxセンサ 等</p>
セラミック事業	<p>(ICパッケージ及び回路基板他)</p> <p>積層セラミックパッケージ・基板、イメージセンサ用パッケージ、LED用パッケージ、半導体検査用プローブカード基板、次世代移動通信システム向け機能部材 等</p> <p>(産業用セラミック他)</p> <p>セラミック切削工具、超硬切削工具、回転工具等の機械工具、ベアリングボール、超音波振動子、圧電アクチュエータ、半導体製造装置用部品、医療用酸素濃縮装置 等</p>
新規事業	<p>固体酸化物形燃料電池用スタック 等</p>

(8) 企業集団の主要拠点等

当社本社 愛知県名古屋市東区東桜一丁目1番1号
国内営業拠点 東京、大阪、広島、福岡、仙台
国内製造拠点 名古屋工場（愛知県名古屋市）
 小牧工場（愛知県小牧市）
 さつま工場（鹿児島県薩摩郡さつま町）
 伊勢工場（三重県伊勢市）
 セラミックセンサ(株)（愛知県小牧市）
 (株)日特スパークテックWK S（愛知県小牧市）
 (株)神岡セラミック（岐阜県飛騨市）
 NTKセラミック(株)（愛知県小牧市）
 (株)NTKセラテック（宮城県仙台市）

海外拠点 米国特殊陶業(株)（米国）
 米国テクノロジー(株)（米国）
 Wells Vehicle Electronics, L.P.（米国）
 CAIRE Inc.（米国）
 英国NGKスパークプラグ(株)（英国）
 欧州NGKスパークプラグ(有)（ドイツ）
 フランスNGKスパークプラグ(株)（フランス）
 ブラジル特殊陶業(有)（ブラジル）
 上海特殊陶業(有)（中国）
 オーストラリアNGKスパークプラグ(株)（オーストラリア）
 アジアNGKスパークプラグ(株)（タイ）
 タイNGKスパークプラグ(株)（タイ）
 友進工業(株)（韓国）

(注) 当社は、2022年4月1日付で本店所在地を「名古屋市瑞穂区高辻町14番18号」から「名古屋市東区東桜一丁目1番1号」へ変更しております。

(9) 重要な子会社及び関連会社の状況

名 称	資本金又は 出 資 金	当 社 の 議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
(子会社)			
セラミックセンサ(株)	百万円 100	100	自動車用センサの製造
(株)日特スパークテックWKS	80	100	スパークプラグの製造
(株)神岡セラミック	30	100	グロープラグ・機械工具の製造
NTKセラミック(株)	100	100	ICパッケージ及び回路基板他の製造
(株)NTKセラテック	450	100	セラミック関連製品の製造販売
米国ホールディング(株)	千米ドル 66,500	100	持株会社
米 国 特 殊 陶 業 (株)	千米ドル 81,800	※1 100	自動車関連製品の製造販売、機械工具の販売
米 国 テク ノ ロ ジー (株)	千米ドル 3,000	※1 100	セラミック関連製品、ICパッケージ及び回路基板他の販売
Wells Vehicle Electronics Holdings Corp.	千米ドル 233,857	100	持株会社
Wells Vehicle Electronics, L.P.	千米ドル 1	※2 100	自動車関連製品の製造販売
CAIRE Inc.	米ドル 1	100	医療用酸素濃縮装置の製造販売
英 国 N G K スパークプラグ(株)	千ポンド 240	100	自動車関連・セラミック関連製品の販売
欧 州 N G K スパークプラグ(有)	千ユーロ 6,000	100	自動車関連・セラミック関連製品の販売
フ ラ ン ス N G K スパークプラグ(株)	千ユーロ 2,000	100	スパークプラグの製造、自動車関連・セラミック関連製品の販売
ブラジル特殊陶業(有)	千リアル 30,849	100	自動車関連製品の製造販売・セラミック関連製品の販売
上 海 特 殊 陶 業 (有)	百万円 1,900	100	自動車関連製品の製造販売
オーストラリアNGK スパークプラグ(株)	千豪ドル 250	100	自動車関連製品の販売
ア ジ ア N G K スパークプラグ(株)	百万パーツ 2,146	100	自動車関連製品の製造販売
タ イ N G K スパークプラグ(株)	百万パーツ 550	100	自動車用センサの製造販売
(関連会社)			
友 進 工 業 (株)	百万ウォン 3,780	50	自動車関連製品の製造販売

(注) ※1は米国ホールディング(株)を通じての間接保有であります。

※2はWells Vehicle Electronics Holdings Corp.を通じての間接保有であります。

(10) 主要な借入先及び借入額

借入先	借入残高（百万円）
シンジケートローン（注）	40,000
（株）三菱UFJ銀行	40,000

（注）シンジケートローンは、株式会社三菱UFJ銀行をアレンジャーとするシンジケート団からの借入であります。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数

普通株式 390,000,000株

(2) 発行済株式の総数

普通株式 203,849,976株
(自己株式 325,344株を除く)

(3) 株 主 数 44,810名

(4) 上位10名の株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	29,935	14.68
明治安田生命保険相互会社	16,794	8.23
第一生命保険株式会社	16,752	8.21
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	9,098	4.46
全国共済農業協同組合連合会	7,404	3.63
日本生命保険相互会社	3,563	1.74
T O T O 株 式 会 社	3,433	1.68
J P M O R G A N C H A S E B A N K 3 8 5 6 3 2	3,349	1.64
J P モ ル ガ ン 証 券 株 式 会 社	3,158	1.54
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	2,920	1.43

(注) 持株比率は、自己株式 (325千株) を控除して計算しております。なお、当社は役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託を導入しておりますが、当該信託が保有する当社株式は自己株式に含めておりません。

(5) 当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式

役 員 区 分	株 式 数	交付対象者数
取締役 (社外取締役を除く)	当社普通株式 83,521株	7名

(注) 取締役7名への交付は、役員報酬BIP信託に係る交付であり、83,521株のうち41,421株は換価処分し、換価処分金の相当額を給付しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等
該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に当社使用人、子会社役員及び使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等
該当事項はありません。

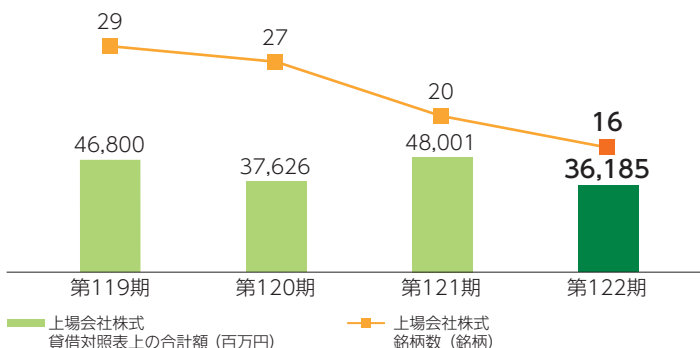
【ご参考】 政策保有株式について

①政策保有に関する方針

当社は、取引先等との継続的かつ安定的な取引関係の維持・強化を基本にしつつ、中長期的な経済合理性を検証の上、当社の企業価値向上に繋がると判断する株式を保有することとしております。この保有に関しては、毎年、取締役会にて個別の政策保有株式について資本コストと中長期的なリスク・リターンとの比較などを踏まえた保有の合理性及び企業価値向上の観点から効果の検証を行い、継続保有に該当しないとの判断に至る場合は、適宜市場動向を見ながら売却いたします。

②純投資目的以外で当社が保有する株式の銘柄数及び貸借対照表計上額

	2018年度 (第119期)	2019年度 (第120期)	2020年度 (第121期)	2021年度 (第122期)
銘柄数(銘柄)	63	69	60	58
うち上場会社(銘柄)	29	27	20	16
貸借対照表上の合計額(百万円)	50,279	41,101	51,043	40,305
うち上場会社(百万円)	46,800	37,626	48,001	36,185



4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2022年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	尾 堂 真 一	一般社団法人日本自動車部品工業会会長
代表取締役社長	川 合 尊	全事業管掌、DX推進・グローバルグループガバナンス本部管掌
社長執行役員	松 井 徹	社長補佐、Business Creationカンパニー管掌
取締役副社長	加 藤 三紀彦	戦略人事・サステナビリティ推進管掌、東京支社長
取締役副社長執行役員	小 島 多喜男	研究開発本部管掌
取締役副社長執行役員	磯 部 謙 二	ビジネスマネジメント・財務戦略管掌、秘書室担当、 米国ホールディング株式会社社長
取締役副社長執行役員	前 田 博 之	経営戦略・事業化推進本部管掌
取締役	大 瀧 守 彦	Henry Schein Japan株式会社取締役、 株式会社ギガプライズ社外取締役、株式会社エフピコ社外取締役
取締役	安 井 金 丸	公認会計士
取締役	Mackenzie Donald Clugston	亀田製菓株式会社社外取締役、関西学院大学特任教授、 サッポロホールディングス株式会社社外取締役
取締役	土 井 美和子	国立研究開発法人情報通信研究機構監事、奈良先端科学技術大学院 大学理事、株式会社三越伊勢丹ホールディングス社外取締役、東北 大学理事、株式会社S U B A R U社外取締役
常勤監査役	松 原 佳 弘	
監査役	永 富 史 子	弁護士、中部電力株式会社社外監査役
監査役	湊 明 彦	
監査役	※高 倉 千 春	ロート製薬株式会社取締役

(注) 1. 当期中の取締役・監査役の異動

- (1) 2021年6月25日開催の第121回定時株主総会において、※印の高倉千春氏が新たに監査役に選任され、就任いたしました。
- (2) 2021年6月25日開催の第121回定時株主総会終結の時をもって、監査役堀田泰彦氏が任期満了により退任いたしました。

2. 取締役大瀧守彦氏、安井金丸氏、Mackenzie Donald Clugston氏及び土井美和子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、当社は株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所に対して、各氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
3. 監査役永富史子氏、湊明彦氏及び高倉千春氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、当社は株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所に対して、各氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
4. 監査役湊明彦氏は、金融業務に長く従事した経験から財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 2022年4月1日付けの取締役及び執行役員の地位・担当等の状況は次のとおりであります。

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 取締役会長	尾 堂 真 一	一般社団法人日本自動車部品工業会会長
代表取締役 取締役社長 執行役員	川 合 尊	全事業管掌、グローバル戦略本部長、 グローバルグループガバナンス本部管掌
代表取締役 取締役副社長 執行役員	松 井 徹	社長補佐、未来創生M&A室管掌、 研究開発本部・Business Creationカンパニー管掌
取 締 役	加 藤 三紀彦	特命担当
取 締 役	小 島 多喜男	特命担当
取 締 役 上 席 執 行 役 員	磯 部 謙 二	財務戦略室・ビジネスマネジメント室・人事戦略室管掌、 FP&Aカンパニー・ビジネスサポートカンパニー・ HRコミュニケーションカンパニー管掌、秘書室担当、 米国ホールディング株式会社社長
取 締 役 上 席 執 行 役 員	前 田 博 之	経営戦略室・サステナビリティ戦略室管掌、事業化推進本部・ マシンングテクノロジーカンパニー管掌、全事業統括
上 席 執 行 役 員	石 田 昇	エネルギー変換事業開発室管掌、CECYLLS株式会社社長
上 席 執 行 役 員	小 倉 浩 靖	DX戦略室管掌、ITシステムカンパニー管掌、 SCM Solutions & Servicesカンパニープレジデント、ASEAN・ インド地域統括、アジアNGKスパークプラグ株式会社社長、 NTKコーポレーションアジア株式会社社長
上 席 執 行 役 員	田 辺 宏 之	生産技術カンパニー・Global Procurementカンパニー管掌、 小牧工場長
上 席 執 行 役 員	加 藤 章 良	IGNITEカンパニー・Sensor Beyondカンパニー管掌、 さつま工場長
上 席 執 行 役 員	鈴 木 浩 二	モビリティビジネスカンパニープレジデント
上 席 執 行 役 員	新 海 修	アドバンスセラミックカンパニープレジデント、 株式会社NTKセラテック社長、伊勢工場長

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
上 席 執 行 役 員	角 谷 正 樹	Global Procurementカンパニープレジデント
上 席 執 行 役 員	高 柳 好 之	ビジネスサポートカンパニープレジデント、本社工場長
上 席 執 行 役 員	長谷川 和 伸	中国地域統括、特殊陶業実業（上海）有限公司社長、 上海特殊陶業有限公司社長
上 席 執 行 役 員	鈴 木 啓 司	研究開発本部長
上 席 執 行 役 員	寺 下 和 良	FP&Aカンパニープレジデント
上 席 執 行 役 員	山 口 智 弘	HRコミュニケーションカンパニープレジデント兼人財開発部長、 東京支社長
上 席 執 行 役 員	鈴 木 義 孝	事業化推進本部長
執 行 役 員	Michael Alan Schwab	PAMA地域統括、米国特殊陶業株式会社社長、 カナダNGKスパークプラグ株式会社社長
執 行 役 員	Damien Germès	EMEA地域統括、欧州NGKスパークプラグ有限会社社長
執 行 役 員	森 茂 樹	エネルギー変換事業開発室担当
執 行 役 員	田 島 常二郎	株式会社NTKセラテック副社長、米国テクノロジー株式会社社長
執 行 役 員	有 見 真 午	生産技術カンパニープレジデント
執 行 役 員	佐 藤 美 邦	森村SOFCテクノロジー株式会社社長
執 行 役 員	木 村 和 之	DX戦略室長兼ITシステムカンパニープレジデント
執 行 役 員	杉 浦 哲 弥	マシニングテクノロジーカンパニープレジデント
執 行 役 員	増 田 浩 盟	経営戦略室長
執 行 役 員	山 田 裕 一	Sensor Beyondカンパニープレジデント
執 行 役 員	鈴 木 彰	IGNITEカンパニープレジデント
執 行 役 員	茅 野 順	モビリティビジネスカンパニーバイスプレジデント 兼市販統括部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、社外取締役及び社外監査役との間に、任務を怠ったことにより会社に損害を与えた場合において、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とし、当該限度額を超える部分については、会社は社外取締役及び社外監査役を免責する旨の責任限定契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役、監査役及び執行役員その他会社法上の重要な使用人を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。なお、当該保険契約の保険料は全額会社が負担しております。

(4) 社外役員に関する事項

① 社外役員の兼職の状況（2022年3月31日現在）

地位	氏名	兼職先	兼職の内容
社外取締役	大瀧守彦	Henry Schein Japan株式会社 株式会社ギガプライズ 株式会社エフピコ	取締役 社外取締役 社外取締役
社外取締役	Mackenzie Donald Clugston	亀田製菓株式会社 関西学院大学 サッポロホールディングス株式会社	社外取締役 特任教授 社外取締役
社外取締役	土井美和子	国立研究開発法人情報通信研究機構 奈良先端科学技術大学院大学 株式会社三越伊勢丹ホールディングス 東北大学 株式会社SUBARU	監事 理事 社外取締役 理事 社外取締役
社外監査役	永富史子	中部電力株式会社	社外監査役
社外監査役	高倉千春	ロート製菓株式会社	取締役

(注) 各社外役員の兼職先と当社との間には、特別な関係はありません。

② 社外役員の主な活動状況

地位	氏名	主な活動状況
社外取締役	大瀧 守彦	当事業年度に開催された取締役会12回すべてに出席し、グローバル企業における豊かな経験及び経営者としての高い見識に基づき、当社経営陣による業務執行の監督及び経営陣への助言をいただいております。特に、取締役会においてはグローバルなグループ経営や経営理念・経営方針に関する助言・提言をいただいているほか、任意の指名委員会及び報酬委員会の委員として活動いただく等、期待された役割を十分に果たしております。
	安井 金丸	当事業年度に開催された取締役会12回すべてに出席し、長年の公認会計士として培われた専門的な知識・経験等に基づき、当社経営陣による業務執行の監督及び経営陣への助言をいただいております。特に、取締役会においては財務・会計やガバナンスに関する助言・提言をいただいているほか、任意の指名委員会及び報酬委員会の委員として活動いただく等、期待された役割を十分に果たしております。
	Mackenzie Donald Clugston	当事業年度に開催された取締役会12回すべてに出席し、長年の外交官として培われたグローバルで豊富な経験並びに国際情勢及び貿易に関する高い見識に基づき、当社経営陣による業務執行の監督及び経営陣への助言をいただいております。特に、取締役会においてはグローバルな視点からの事業活動や組織文化に関する助言・提言をいただいているほか、任意の指名委員会及び報酬委員会の委員として活動いただく等、期待された役割を十分に果たしております。
	土井 美和子	当事業年度に開催された取締役会12回すべてに出席し、情報通信分野における研究者としての豊富な経験及び卓越した実績に基づき、当社経営陣による業務執行の監督及び経営陣への助言をいただいております。特に、取締役会においてはIT・DX戦略や研究開発・事業開発に関する助言・提言をいただいているほか、任意の指名委員会及び報酬委員会の委員として活動いただく等、期待された役割を十分に果たしております。
社外監査役	永富 史子	当事業年度に開催された取締役会12回のうち11回に出席し、弁護士としての専門的知見に基づき、意見を述べております。また、当事業年度に開催された監査役会14回すべてに出席し、監査の方針・方法その他の監査役職務の執行に関する事項について意見を述べております。加えて、任意の指名委員会及び報酬委員会の委員を務め、取締役の指名・報酬の決定における手続きの合理性・透明性を高めるため、適宜発言いただいております。
	湊 明彦	当事業年度に開催された取締役会12回のうち11回に出席し、金融機関で培われた経験及び経営者としての見識を活かして、意見を述べております。また、当事業年度に開催された監査役会14回のうち13回に出席し、監査の方針・方法その他の監査役職務の執行に関する事項について意見を述べております。加えて、任意の指名委員会及び報酬委員会の委員を務め、取締役の指名・報酬の決定における手続きの合理性・透明性を高めるため、適宜発言いただいております。
	高倉 千春	2021年6月25日社外監査役就任後、当事業年度に開催された取締役会10回すべてに出席し、組織開発・人材開発に関する豊富な経験及び知見を活かして、意見を述べております。また、同様に社外監査役就任後、当事業年度に開催された監査役会11回すべてに出席し、監査の方針・方法その他の監査役職務の執行に関する事項について意見を述べております。加えて、任意の指名委員会及び報酬委員会の委員を務め、取締役の指名・報酬の決定における手続きの合理性・透明性を高めるため、適宜発言いただいております。

(5) 当事業年度に係る取締役及び監査役に対する報酬等の額

① 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員の員数 (人)
		固定報酬	賞与	業績連動型 株式報酬	
取締役 (社外取締役を除く)	594	365	152	76	7
監査役 (社外監査役を除く)	31	31	—	—	2
社外取締役	57	57	—	—	4
社外監査役	39	39	—	—	3

(注) 1. 2017年6月29日開催の第117回定時株主総会の決議により次のとおり取締役報酬の限度額が定められております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は10名(うち社外取締役は3名)です。

報酬の総額(賞与総額を除く) 月額 60百万円以内
賞与総額 年額 1億80百万円以内

また別枠で、2021年6月25日開催の第121回定時株主総会の決議により当社取締役(社外取締役を除く)及び執行役員(雇成型執行役員を除く)を対象として2022年3月31日に終了する事業年度から2025年3月31日に終了する事業年度までの4事業年度に対して限度額1,000百万円の業績連動型株式報酬を設定しております。当該定時株主総会終結時点の取締役(社外取締役を除く)の員数は7名、執行役員(取締役及び雇成型執行役員を除く)の員数は14名です。

2. 2006年6月29日開催の第106回定時株主総会の決議により次のとおり監査役報酬の限度額が定められております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名(うち社外監査役は2名)です。

報酬の総額(賞与総額を除く) 月額 10百万円以内
賞与総額 年額 10百万円以内

3. 「賞与」は「業績連動報酬等」に、「業績連動型株式報酬」は「業績連動報酬等」及び「非金銭報酬等」に、それぞれ該当いたします。また、上記の「賞与」及び「業績連動型株式報酬」の総額は、それぞれ当事業年度中に費用計上した額です。

4. 上記には第121回定時株主総会終結の時をもって退任した1名の監査役に対する報酬を含んでおりません。

② 賞与に関する事項

当社は、取締役に対する業績連動報酬等として、会社業績達成度に関する定量目標や個人業績に係る定性的な評価に基づき、賞与を支給しております。

賞与の額の算定に用いる会社業績に関する指標は、中長期的な業績の向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的として、営業活動の成果を反映する単年度の連結売上収益及び連結売上収益営業利益率としており、その目標値に対する実績及び個人業績に係る定性的な評価に応じて賞与の額を算出いたします。

なお、連結売上収益及び連結売上収益営業利益率の目標値はそれぞれ4,920億円及び10.2%であり、当事業年度における実績値はそれぞれ4,917億円及び15.4%です。

③ 業績連動型株式報酬に関する事項

当社は、業績連動型株式報酬制度として、取締役（社外取締役を除く）及び執行役員（雇用型執行役員を除く）を対象に、役員報酬BIP（Board Incentive Plan）信託を採用しており、2022年3月31日に終了する事業年度から2025年3月31日に終了する事業年度までの4事業年度を対象期間として、役位や中期経営計画等の目標達成度等に応じて、あらかじめ報酬委員会の審議を経て取締役会で決定する株式交付規程に定める算定方法に従ってポイントを付与し、対象期間終了後に、付与された合計ポイント数に応じて当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭を交付又は給付することとしております。目標達成度を評価する指標は、単年度業績目標、中期業績目標及び非財務指標目標に基づき設定しております。単年度業績目標については、営業活動の成果を反映する連結売上収益及び連結営業利益を指標としており、当事業年度における目標値はそれぞれ4,920億円及び500億円であり、実績値はそれぞれ4,917億円及び755億円です。中期業績目標については、中期経営計画の目標として掲げている連結売上収益、連結営業利益及び投下資本に対して効率的に利益を獲得したかを図る指標であるROICを指標とし、中期経営計画の最終年度である2025年度における目標値は、連結売上収益6,000億円、連結営業利益1,000億円、ROIC13.0%以上としております。中期業績目標における実績値は中期経営計画期間（2021年4月1日から2025年3月31日まで）終了後に確定します。非財務指標目標については、持続的な成長及び企業価値向上への取組みの成果を反映し、事業ポートフォリオ転換を促進するため、非内燃機関事業売上比率及びCO2排出量削減率（2018年度比）を指標とし、当事業年度における目標値はそれぞれ19%及び2.5%であり、実績値はそれぞれ19.5%及び7.6%です。

④ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役会の決議により、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その内容の概要は以下のとおりです。本方針の決定に際しては、手続き及び内容の透明性及び妥当性を確保するため、事前に委員の過半数が社外役員である報酬委員会への諮問を行い、その答申を尊重して取締役会において決議しております。

なお、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたって、当社は、業績目標の達成度や施策の実施状況等について当社の事業全体を俯瞰して評価を行うためには代表取締役会長及び代表取締役社長によることが最も適していると考えていることから、その具体的内容の決定を株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で代表取締役会長尾堂真一及び代表取締役社長川合尊に委任しておりますが、委任された権限が適切に行使されるよう、報酬委員会において、取締役の報酬等に関する方針や手続、制度内容及び取締役個人別の報酬案の妥当性を審議のうえ、その答申を尊重して決定しております。また、業績連動型株式報酬については、あらかじめ取締役会で決定した株式交付規程に定める算定方法に従って取

締役個人別の付与ポイント数を決定しております。取締役会は、報酬等の内容が、報酬委員会によって本方針との整合性を含め多角的に検討された上で、その答申を尊重して決定されていることを確認しており、当該内容が本方針に沿うものと判断しております。

【取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要】

ア. 基本方針

取締役に対する報酬等は、中長期的な業績の向上と企業価値増大への貢献意識を高め、株式保有を通じた株主との利害を共有することを基本方針とし、金銭で支給される「固定報酬」及び単年度の会社業績達成度等に連動する「賞与」並びに役位及び中期経営計画等で掲げる業績目標の達成度に応じて当社株式を交付する「業績連動型株式報酬」から構成する。ただし、社外取締役に対する報酬等は「固定報酬」のみとする。

イ. 固定報酬

固定報酬は、役位、職責に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準も考慮しながら、総合的に勘案した上で決定し、毎月、現金で支給する。

ウ. 賞与

賞与は、役職別の基準額に、営業活動の成果を反映する連結売上収益及び連結売上収益営業利益率等の会社業績達成度の定量目標や、個人業績に係る定性的な評価を加味して、総合的に勘案した上で決定し、毎年、一定の時期に支給する。

目標となる業績指標とその値は、中期経営計画と整合するよう計画策定時に報酬委員会の答申を尊重して設定し、適宜、環境の変化に応じて見直しを行うものとする。

エ. 業績連動型株式報酬

非金銭報酬は、中長期的な業績の向上と企業価値増大への貢献意識を一層高めることを目的として、会社の業績との連動性が高く、かつ透明性・客観性の高い役員報酬制度である、業績連動型株式報酬制度とする。

本制度では、役員報酬BIP (Board Incentive Plan) 信託を採用し、役位や中期経営計画等の目標達成度等に応じて、あらかじめ報酬委員会の審議を経て取締役会で決定する株式交付規程に定める算定方法に従ってポイントを付与し、本制度の対象期間終了後に、付与された合計ポイント数に応じて当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭を取締役に交付又は給付する。

目標達成度を評価する指標とその値は、単年度業績目標、中期業績目標及び非財務指標目標に基づき、中期経営計画と整合するよう報酬委員会の答申を尊重して設定するものとする。

オ. 報酬割合

社外取締役を除く取締役の種類別の報酬割合については、役位及び職責を踏まえて、報酬委員会において他社の報酬構成等を参考にしながら妥当性を検証した上で設定する。なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、固定報酬:賞与:業績連動型株式報酬=60:25:15とする（KPI（重要業績評価指標）を100%達成の場合）。

カ. 取締役の個人別の報酬等の決定方法

取締役の個人別の報酬等の内容については、取締役会決議に基づき代表取締役会長及び代表取締役社長に対して具体的内容の決定について委任するものとし、代表取締役会長及び代表取締役社長は経営環境や会社の業績の下、個々の取締役の職責及び実績等を勘案し株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で決定する権限を有する。取締役会は、当該権限が代表取締役会長及び代表取締役社長によって適切に行使されるよう、報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役会長及び代表取締役社長は、取締役の個人別の報酬等の具体的内容を当該答申の内容を尊重して決定しなければならないこととする。なお、業績連動型株式報酬については、あらかじめ取締役会で決定する株式交付規程に定める算定方法に従って取締役個人別の付与ポイント数を決定する。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|----------------------------------|-------|
| ① 当該事業年度に係る会計監査人報酬等の額 | |
| 公認会計士法第2条第1項の監査業務に対する報酬 | 91百万円 |
| 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に対する報酬 | 一百万円 |
| 合 計 | 91百万円 |
| ② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額 | 91百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査に対する監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、公認会計士法第2条第1項の監査業務に対する報酬の金額はこれらの合計額となっております。
2. 上記以外に、前事業年度の監査に係る追加報酬を4百万円支払っております。
3. 当社の重要な子会社のうち海外の子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

③ 会計監査人の報酬に監査役会が同意した理由

監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画における監査項目と体制、監査の実施状況及び報酬見積の算出根拠等を確認し、妥当性を検討した結果、適切であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意により、会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人の職務執行状況などを勘案し、会計監査人が継続してその職責を全うする上で重要な疑義を招く事象があったと判断した場合は、監査役会は会計監査人の解任又は不再任を株主総会の議案といたします。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆さまへの利益還元重視の姿勢を明確にするため、配当政策は完全業績連動型で通期の連結配当性向40%を基本方針としています。また、配当金額は通常の事業活動とは別に生じた一時的な損益を除く親会社の所有者に帰属する当期利益に対して連動するものとしております。

なお、当社の課題である事業ポートフォリオの改革、将来の成長に必要な研究開発、事業拡大・合理化のための設備投資及び出資に充てる内部留保を中長期経営計画の達成度合い等、総合的に考慮した上、適正資本水準を超える部分については、自己株式取得を含む株主還元の対象といたします。適正資本水準とは、有利子負債での調達という前提で、安定的に調達できるよう現在の格付けを維持できる水準と定義します。

こうした利益還元をより機動的に行うために、剰余金の配当等に関しては定款の定めるところにより、取締役会の決議事項としています。

(注) 本事業報告の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結財政状態計算書

(2022年3月31日現在)

資 産		負 債	
	百万円		百万円
流 動 資 産		流 動 負 債	
現金及び現金同等物	172,585	営業債務及びその他の債務	53,572
営業債権及びその他の債権	123,944	社債及び借入金	18,601
その他の金融資産	15,760	その他の金融負債	3,551
棚卸資産	156,811	未払法人所得税	19,215
その他の流動資産	13,154	その他の流動負債	40,664
流動資産合計	482,255	流動負債合計	135,607
非 流 動 資 産		非 流 動 負 債	
有形固定資産	244,652	社債及び借入金	136,134
のれん及び無形資産	20,162	退職給付に係る負債	21,010
使用権資産	9,955	その他の金融負債	7,486
持分法で会計処理されている投資	6,987	繰延税金負債	1,690
その他の金融資産	44,550	その他の非流動負債	3,264
繰延税金資産	12,864	非流動負債合計	169,585
その他の非流動資産	1,752	負 債 合 計	305,193
非流動資産合計	340,925	資 本	
			百万円
		資 本 金	47,869
		資 本 剰 余 金	54,684
		利 益 剰 余 金	375,968
		自 己 株 式	△1,754
		その他の資本の構成要素	37,550
		親会社の所有者に帰属する持分合計	514,317
		非 支 配 持 分	3,670
		資 本 合 計	517,988
資 産 合 計	823,181	負 債 及 び 資 本 合 計	823,181

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

科 目	金 額
売上収益	491,733
売上原価	△335,564
売上総利益	156,168
販売費及び一般管理費	△94,063
持分法による投資損益	997
その他の収益	14,176
その他の費用	△1,766
営業利益	75,512
金融収益	9,250
金融費用	△1,121
税引前利益	83,642
法人所得税費用	△24,139
当期利益	59,502
当期利益の帰属	
親会社の所有者	60,200
非支配持分	△698

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

資 産 の 部				負 債 の 部			
百万円				百万円			
流 動 資 産	254,102	流 動 負 債	93,272				
現金及び預	1,309	買掛金	40,165				
受取手形	2,583	関係会社短期借入金	97				
有価証券	73,640	未払法人税等	22,001				
製什品	112,536	未払費用	6,648				
原料及び材	16,551	競争法関連費用引当	14,318				
前貯蔵	1,745	預りの	8,084				
未払収入	732	固定負債	141,671				
未収収入	1,350	社長退株	50,000				
その他引当	102	職給付引当	80,100				
	1,182	株式給付引当	10,902				
	29,527	その他	141				
	12,866	負債合計	234,943				
	△27	純資産の部					
固 定 資 産	317,873	株 主 資 本	317,013				
有形固定資産	146,208	資 本 剰 余 金	47,869				
建物	48,775	資 本 準 備 金	54,824				
構築物	2,635	利 益 剰 余 金	216,074				
機械及び装	73,255	利 益 準 備 金	5,837				
車両運搬具	111	その他利益剰余金	210,237				
器具及び備	2,100	特別償却準備金	182				
土地	15,673	繰越利益剰余金	210,054				
建物	3,657	自己株	△1,754				
無形固定資産	6,483	評価・換算差額等	20,018				
ソフトウェア	6,483	純資産合計	337,032				
投資その他の資産	165,180	負債純資産合計	571,975				
投資有価証券	40,305						
関係会社株	71,050						
関係会社出資	305						
関係会社長期貸付	10,971						
繰延税金資産	35,455						
その他引当	6,658						
	879						
	△444						
資 産 合 計	571,975						

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

科 目	金	額
売 上 高		316,928
売 上 原 価		240,356
売 上 総 利 益		76,572
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		48,348
営 業 利 益		28,223
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	15,816	
そ の 他	11,296	27,113
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	228	
そ の 他	389	617
経 常 利 益		54,719
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	14	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	9,109	
関 係 会 社 株 式 売 却 益	11,083	20,206
特 別 損 失		
固 定 資 産 処 分 損	439	
減 損 損 失	246	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	57	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	1	
関 係 会 社 出 資 金 評 価 損	348	
和 解 金	433	1,526
税 引 前 当 期 純 利 益		73,399
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	16,523	
法 人 税 等 調 整 額	719	17,242
当 期 純 利 益		56,157

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月18日

日本特殊陶業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 大北 尚史
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 松木 豊
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 時々輪 彰久
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本特殊陶業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、日本特殊陶業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月18日

日本特殊陶業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 大北 尚史
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 松木 豊
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 時々輪 彰久
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本特殊陶業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第122期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第122期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、取締役、執行役員、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、各社の取締役及び監査役等と情報交換を図り、必要に応じて往査を行い実態の把握に努めました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人、内部監査部門に当該内部統制の整備運用状況の有効性評価及び監査の状況について確認し、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、適正な監査を実施していることを監視及び検証するとともに、監査計画の内容及び監査結果をはじめとする職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。なお、独占禁止法等の企業コンプライアンス、業務執行上のリスク管理につきましては、諸規程の整備や各種会議体によるモニタリングを通じて継続して実効性の向上に取り組まれていることを確認しております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以 上

2022年5月18日

日本特殊陶業株式会社 監査役会

常勤監査役 松 原 佳 弘 ㊟

社外監査役 永 冨 史 子 ㊟

社外監査役 湊 明 彦 ㊟

社外監査役 高 倉 千 春 ㊟

(注) 監査役永冨史子、監査役湊明彦及び監査役高倉千春は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主メモ

事業年度	4月1日～翌年3月31日
期末配当金受領株主確定日	3月31日
中間配当金受領株主確定日	9月30日
定時株主総会	毎年6月
株主名簿管理人	三菱UFJ信託銀行株式会社
特別口座の口座管理機関	
同連絡先	東京都府中市日鋼町1-1 TEL 0120-232-711 (通話料無料) (郵送先) 〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
上場証券取引所	東京(プライム)・名古屋(プレミア)
公告の方法	電子公告により行います。 公告掲載URL https://www.ngkntk.co.jp/ir/public_notice/ (但し、事故やその他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞および中日新聞に掲載いたします。)

(ご注意)

- 株主様の住所変更、買取請求その他各種手続きにつきましては、原則、口座を開設されている口座管理機関(証券会社等)で承ることとなっておりますので、口座を開設されている証券会社等にお問い合わせください。株主名簿管理人(三菱UFJ信託銀行)ではお取り扱いできませんのでご注意ください。
- 特別口座に記録された株式に関する各種手続きにつきましては、三菱UFJ信託銀行が口座管理機関となっておりますので、同行へお問い合わせください。
- 未受領の配当金につきましては、三菱UFJ信託銀行の全国本支店にお問い合わせください。

株主総会会場ご案内図

会場

名古屋観光ホテル3階「那古の間」

名古屋市中区錦一丁目19番30号

TEL (052) 231-7711 (代)



【ご案内】

地下鉄東山線・鶴舞線「伏見」駅⑧⑨⑩番出口徒歩2分

【お願い】

当日、ホテル駐車場(有料)は混雑することが予想されますので、公共交通機関をご利用の上、会場までお越しいただきますようお願い申し上げます。